

フランス中世都市における財政・租税制度

— トロワの場合(3) —*

花 田 洋 一 郎

目 次

はじめに

1. 中世トロワ都市制度略史

- (1) コミューン体制認可以前：12世紀後半～1230年
- (2) コミューン体制期：1230年～1242年
- (3) シャンパーニュ伯直接統治期：1242年～1270年
- (4) 道路管理官《voyeur》体制期：1270年以降
- (5) 都市評議会体制期：1354/1358年～1470年
(1470年以降は市参事会体制，1474年～1482年仏王直接統治，
1482年市長制復活) (第36巻第2・3合併号)

2. トロワ都市財政の基本構造

- (1) トロワ都市財政を構成する5つの会計部門 (第39巻第1号)
- (2) トロワ都市財政の収支構成 (本号)

3. トロワにおける租税システム

おわりに

参考文献目録 (第36巻第2・3合併号)

追加参考文献目録 (第39巻第1号)

(2) トロワ都市財政の収支構成

(i) トロワ財政における5会計部門の特徴

前節(1)において我々は、中世後期トロワ財政を構成する5会計部門についてその概略を述べた。そこでは各会計部門の性格を論じ、主に収入源について説明した。5会計部門の性格を改めて表で示すと【表1】のようになる(但し、

【表1】トロワの5会計部門

会計部門	管轄する主な収入源
公金会計（1358年～）	都市所有財産賃貸料，租税（ぶどう酒税，粉挽税，塩税），未払金回収，借入
道路管理会計（1270年～1416年） ⁽¹⁾	舗道税，渡し税
塩取引会計（1451年～） ⁽²⁾	塩転売益
レ・ドゥー＝ゾ癩病院会計（1406/7年～） ⁽³⁾	不動産運用益，貢租地，穀物売却益，租税
タイユ会計（1406年～） ⁽⁴⁾	直接税

その他特別収入は除く）。

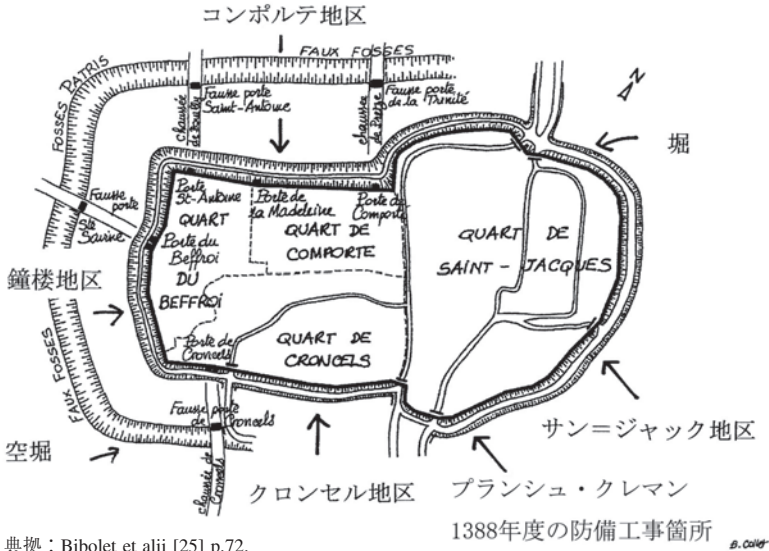
5会計部門のうち、タイユは臨時に徴収されるものであるため、タイユ会計は特別会計に属し、その他の4会計部門はいわば一般会計に相当する。これら4会計部門の収入の間には流用が行われており、公金会計・道路管理会計の収入不足分は塩取引会計・癩病院会計の収入の一部により補われることがあった。例えば、塩取引会計から「(防備) 工事のため」公金会計へ1457年と1467年には200リブラ、1495～96年には300リブラが移された⁽⁵⁾。同じく1458年6月21日には「新しい収入役にお金がないため」、60リブラが移された⁽⁶⁾。また公金会計が道路管理会計の不足分を補うこともあった。例えば、1404～05年にはサン＝ジャック門前の大橋を改修するために、道路管理官へ公金から112リブラが補助された⁽⁷⁾。1432年2月21日と1458年7月5日には、鐘楼門の工事について道路管理会計と公金会計との間で工事費用が折半された⁽⁸⁾。

(ii) トロワ都市財政における支出構成

次にトロワ都市財政における支出についてみてゆこう。中世都市財政における支出項目は、僅かな例外を除いて、どの都市もおおむね同じである。経常支出は、財政組織が機能し始めた当初から存在するものである。また特別支出は、最初は不定期であったが、15世紀を通じて次第に増加していった。

経常支出の筆頭に来るのは「都市防備強化費」である。この費目はフランス中世都市財政において共通に現れるものであり⁽⁹⁾、実際本稿が対象とする時代の都市行財政制度は、百年戦争によりもたらされた脅威を背景に、防備強化の

【地図1】 中世後期トロワの4地区と堀・空堀



典拠：Bibolet et alii [25] p.72.

必要性から生まれたと言っても過言ではない⁽¹⁰⁾。1358年以来、フランス王によるトロワへの間接税徴収許可（国王エド授与分 octroi）は、税収を防備強化に充てることを前提にしている⁽¹¹⁾。トロワは、防備強化政策の一環として14世紀後半以降、堀を拡大し、囲壁・塔・市門を構築した。古い堀を広げて柵をめぐらし、都市全体を囲壁で囲み、14世紀末には塔は80基以上、市門は少なくとも11を数えた⁽¹²⁾。さらに14世紀後半には防備の更なる強化のために、防備が比較的弱い都市の南西と北西部において古い堀（水堀）から1キロ程度離れた場所に、空堀（faux-fossé）が作られた（【地図1】参照）⁽¹³⁾。防備施設は常に修復しなくてはならず、その費用もここに含まれている⁽¹⁴⁾。また工事現場で働く人夫への手当は週ごとに支払われたが、そうした費用もここに含まれる⁽¹⁵⁾。以下の【表2】にもあるように、これら防備強化費は14世紀を通じて1000リブラを大きく超え⁽¹⁶⁾、総支出の7割を占めていた⁽¹⁷⁾。

次に来るのは、「道路整備 voirie と美化 embellissement のための支出」である。この支出項目には、橋・水門・井戸の修理、通りの舗装、都市郊外へ通じる道

路の維持、道路拡張のための土地購入、両替広場の清掃を行う掃除夫への手当などが該当する。市当局は、さまざまな理由で破壊された橋や家屋についてその所有者に賠償金を支払うことをしばしば拒否したが、その所有者が貧しい場合は「施し」という形で賠償を受けることがあった⁽¹⁸⁾。こうしたインフラ整備費は、道路管理会計において大きな負担であった。実際、以下の【表3】からも分かるように、道路管理会計支出のおおよそ7割から9割を占めていた。

【表2】トロワ都市公金会計部門総支出における防備強化費

会計年度	史料分類番号	総支出	防備強化費	%
1359年	B1-2	6902 lb.11s.2d.	5231 lb.8s.	76%
1388-89年	B4	1966 lb.14s.3d.	1381 lb.15s.5d.1ob.	70%
1389-90年	B5	1997 lb.2s.	1153 lb.14s.	58%
1430-31年	B11	5165 lb.8s.9d.	2839 lb.10s.5d.	55%
1432-33年	B12	1863 lb.18s.4d.	700 lb.	38%
1433-34年	B14	1269 lb.14s.9d.	873 lb.	69%
1450-51年	B16	403 lb.12s.1d.	180 lb.	45%
1451-52年	B18	461 lb.9s.6d.	16 lb.9s.7d.	3%
1457-72年	B20-B26 ²	平均 1288 lb.	平均 900 lb.	70%
1472-73年	B26 ³	2367 lb.1s.10d.	2000 lb.	84%
1481-82年	B29 ⁴	1473 lb.15s.	145 lb.	9%

典拠：Bibolet [14] p.405, note 3,4. 及び本稿末尾の【史料リスト】を参照。

【表3】トロワ道路管理会計支出における道路整備費

会計年度	史料分類番号	総支出	道路整備費	%
1416-17年	C1	482 lb.8s.4d.	300 lb.	62%
1424-25年	C2	403 lb.11s.3d.	300 lb.	74%
1426-27年	C3	380 lb.2s.3d.	300 lb.	79%
1430-1431年	C4	180 lb.3s.9d.	100 lb.	56%
1440-41年	C11	186 lb.15s.	120 lb.	65%
1474-75年	C41	179 lb.7s.	170 lb.	95%

典拠：拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度—トロワの場合(1)—」の【表2】52頁及びBibolet [14] p.407, note 1 を参考に筆者作成。

こうした負担の大きい道路整備費に関して、時には市当局と一部の宗教機関が負担を共有することもあった。例えば、水車への導水のための水門の修理は、宗教機関がその所有者であることが多かったため、費用は折半された。またトロワ大聖堂へ通じるフェレ橋 Pont Ferré の修理費は、市当局とトロワ司教との間で折半された⁽¹⁹⁾。都市美化諸経費には、都市景観の美化（市庁舎前の広場に設置された美しい十字架など⁽²⁰⁾）、鐘楼の修理、大鐘の鑄造⁽²¹⁾、さらにトロワの物流を促すために、都市内に流れ込むセヌ川を航行可能にする工事費も含まれた⁽²²⁾。

続いて「市政役人への給与」であるが、トロワの場合、市政役人（評議員）は無給であったと考えられる。毎年いわゆる「給与」を受け取るものは都市の書記職、収入役、徴税委員であった⁽²³⁾。これに特別あるいは不定期の業務に携わった人々への手当が加わることもあった。防備工事における人夫の監視やタイユの税額査定を行った者への手当は、防備工事関係支出の項目に入っていた。この給与の項目には、会計実務を行った場所の賃借料、さまざまな大箱（書類や金銭の保管用）の他に、収入役が「共通支出 *dépense commune*」と呼んでいる会計実務関係諸経費、例えば紙、蠟の購入代金と筆写係・会計監査役への報酬、なども含まれていた⁽²⁴⁾。これらの会計実務諸経費は、各会計部門に共通にみられるものである。

次に特別支出について説明したい。特別支出とは、文字通り通常の支出ではなく突発的な出来事あるいは必要性が生じた時に市当局の判断で支出することが決定されたものである。特別支出の筆頭に来るのは「軍事関係支出」である⁽²⁵⁾。この項目に該当するのは、武器・軍事装備の購入費であり、大砲⁽²⁶⁾、大弩用の矢・鉄製鏃⁽²⁷⁾、火薬及びその原料である硝石・硫黄、砲弾などの購入⁽²⁸⁾が主である。さらにトロワ市当局は、近隣諸都市が敵軍（イングランド軍・ブルゴーニュ軍）によって攻囲されたときに、それを解くために援軍を差し向けたが、その際の武器・弾薬や装備一式を目的地まで輸送する莫大な費用も計上された⁽²⁹⁾。例えば1431年5月から9月にかけての *Anglure* 攻囲戦では、援軍輸送費で914リブラ18ソリドゥス10デナリウス1オボルスを負担した⁽³⁰⁾。戦闘がない時はこうした武器類は囲壁の塔の一つの中に保管されるか、都市が所有す

る倉庫にて保管された⁽³¹⁾。

攻圍戦や都市の防衛にかかわった兵士への俸給は、特別支出の項目には見られない。俸給は直接税タイユで賄われたからである⁽³²⁾。例えば、1433年7月4日には司教館での都市評議会の会議でトロワのサン＝ジャック門の近くに侵攻してきたブルゴーニュ軍に対抗するために、60～80名の兵士を雇うことが決められた⁽³³⁾。

トロワ近隣の城砦に陣取る守備隊長がトロワ市民を捕虜とし、身代金を要求してきた場合、市当局は身代金を払うことがあった。またその守備隊を城塞から追い出すために金銭や食料を提供することもあった⁽³⁴⁾。これら以外には国王による特別な軍事・財政的要請もあり⁽³⁵⁾、これらに応えるため都市財政は徐々に負債化してゆくことになった。

次に大きな特別支出費目は、「有力者への贈物」である。租税・兵士への宿営提供義務の免除や年市特権の獲得、訴訟での勝利のために有力者へ贈物がなされた⁽³⁶⁾。贈物の送付先は、フランス国王、高等法院、財務法院⁽³⁷⁾、会計院、租税総監督官⁽³⁸⁾、国王顧問官⁽³⁹⁾、国王親任官⁽⁴⁰⁾、バイイ⁽⁴¹⁾、地方総督⁽⁴²⁾、そして都市を訪れた有力者（例えばトゥレーヌ公妃⁽⁴³⁾、オルレアン公⁽⁴⁴⁾など）である。贈物は時には現金であることもあり、それは出張費やそれに関わる諸経費に対する報酬であった。また国王やその他の有力者が都市を訪問した折には（国王の場合は入市式が行われた）、都市の紋章がついた壺に入ったボージュ産ぶどう酒、燕麦、家畜が贈られた。租税総監督官やバイイには、トロワで作られたあらゆる種類の亜麻織物や銀食器類が贈られることが常であった⁽⁴⁵⁾。

他方で、個人もしくは宗教共同体に対して純粋な慈善行為として贈与がなされた。市当局は礼拝堂や建物を修復したり、あるいは改築する経済的余裕のない修道院や施療院を経済的に支援したり⁽⁴⁶⁾、トロワを通過する貧困者にパンや金銭を与えたり⁽⁴⁷⁾、公会計から孤児を引き取った里親の女性にお金を支払われたりした⁽⁴⁸⁾。1359年以降、都市公会計簿ではこうした贈物の費用は、おおよそ工事関係支出と同じであった⁽⁴⁹⁾。

第3番目には「訴訟関係費」がくる。都市の訴訟にかかわっている者に、おおよそ10～20リブラ位しかかからない訴訟経費に加えて、出張費、文書作成費、

関係者への贈り物代が支払われた。国王から特権を獲得した場合には、印璽料や特権文書の筆写費用も加えられた。これらの費目は、会計簿上では「訴訟」、
「贈物 *dons et présents*」として別個の項目に記載されている⁽⁵⁰⁾。

最後に「使者・使節などの出張費」である。しばしば会計簿上では「出張と使節」の項目が、別個にたてられることがある。実際市当局は、フランス国王、租税総監督官、有力者のもとに使者をますます多く派遣するようになった。都市名望家たちは、ある時は訴訟、ある時は都市の借金のために、またある時は塩の購入のために、絶えずパリへと出張していた⁽⁵¹⁾。そのため出張費は、会計簿では常に現れる費目であった。使者として出張を行った名望家たちは、出張終了後に自ら諸経費について申告を行い、提出書類が適正であると見做された後にその立替分が弁済された。逆に出張者が申告した立替支出について市当局側の調査で異議が生じ、弁済が認められないこともあった⁽⁵²⁾。出張を行った都市名望家たちは、時には彼らの労苦への報酬として特別手当を受け取ることもあった。その額は任務の重要性和出張先の有力者によって変わったが、一日に20ソリドゥスから45ソリドゥスまで様々であった⁽⁵³⁾。こうした贈与や出張に関する費目は、徐々に収入の大部分を占めるようになり⁽⁵⁴⁾、都市と中央権力との関係がますます深まってゆく15世紀には顕著となっていった。

(iii) 1388年～1389年トロワ公金会計簿の分析

中世後期トロワの都市財政構造をより具体的に理解するために、次に1388年度のトロワ公金会計簿を素材に、14世紀後半におけるトロワ財政の諸相に迫ってみたい。【表1】トロワの5会計部門に明らかなように、ここで取り上げる公金会計簿はトロワ財政の一部に過ぎない。しかしこれまでに論じてきたように、トロワ財政の枢要な部分を占める会計部門であることは明らかであり、この会計簿を詳しくみてゆくことはトロワ財政の理解を深めることの一助となることは疑いない。そこで、以下では1388年度会計簿の分析を行いたい。

ここで取り上げる公金会計簿は、トロワ市立文書館（現 MAT）にブティヨ蔵書 *fonds Boutiot* 番号 B4として所蔵されている。この史料には、1388年9月1日から1389年8月31日までの一会計年度分の財政運営が記録されている。会

計簿は未刊行であるがそのエディションがトロワ市立文書館員主任であったビボレ女史の国立古文書学校卒業資格論文にあり、筆者は原史料と共にこのエディションを利用する (Bibolet [14] pp.511-552)。なお会計簿の素材は紙であり、全部で52葉であるが、記載は42葉表までである。使用貨幣は原則としてトゥール貨である。本稿末尾に、会計簿の表紙 (【写真1】) と冒頭部 (【写真2】) を掲載しているので、参照していただきたい。

(1) 収入部

まず表題は「公金収入役ニコラ・ド・ブルミエフェの会計簿」(Compte de Nicolas de Premierfait, receveur des deniers communs) とある。続いて会計簿の冒頭部には、次のような文章があり、この会計簿の由来が語られ、会計年度、会計簿の提出先などについて言及される。すなわち、「都市トロワにて徴収するよう命ぜられた援助金、援税、贈与とその他の金銭についての書記にして総収入役であるニコラ・ド・ブルミエフェの会計簿。それは防備強化や改修など都市に共通して必要なことに、上述のニコラが振り分けて利用するために、1388年9月1日から1389年8月31日を含む、これらの期間について、収入および支出として行ったことである。これは件の収入役 (=ニコラ) により、高貴にして賢明なるトロワのバイイ殿とシャンパーニュ・ブリイの年市守護の前で、尊敬すべき賢明なる者たちを呼び集めて、提出された。彼らの名前と付加名は、この会計簿の末尾に彼らの手で自署されているとおりでである。彼らは、そのためにバイイ殿と年市守護殿によって、トロワ都市評議会の選ばれた者たちの審議を経て指名され、選出された者たちである。そして会計報告は次のようなやり方でなされた」(Compte de Nicolas de Premierfait, clerc et receveur général des subsides, aides, dons et autres deniers ordonnéz estre levez en la ville de Troies pour convertir et employer es fortifficacions, reparacions et autres necessitez communes d'icelle ville, tant en recepte comme en despense, faiz par icelui Nicolas pour ung an commencé le premier jour du mois de septembre l'an mil CCC IIII^{xx} et huit et fenissant le dairenier jour du mois d'aoust l'an mil CCCIII^{xx} et neuf ensuit includ rendu par icelui receveur par devant nobles hommes et saiges monseigneur le bailli

de Troies et la garde des foires de Champagne et de Brie, appelez auceulx honorables hommes et saiges desquielx les noms et surnoms sont escrips de leurs propres mains et saing manuel en la fin de cest present compte, nommez et esleuz ad ce par les diz, monseigneur le bailli et la garde des foires, par la deliberacion des genz esleuz au consoil de la dite ville rendu comme dit est en la maniere qui s'ensuit.) (fol.4r^o).

続いて、最初の項目である前年度会計からの繰越金についての記載がくる。「最初に、上述の収入役は（1387年）9月1日から1388年8月31日までの1年間について、支出以上の額を収入として得たため、次の金額を負っており、支払わねばならない。それはその会計簿の終わりにおいて明らかなおりである。すなわち129リブラ8ソリドゥス9デナリウス3プジュワ⁽⁵⁵⁾」(Le dit receveur dut et doit pour plus receu que despense de l'an commençens le premier jour du mois de septembre et fenissant le dairenier jour du mois d'aoust de l'an mil CCCIII^{xx} et huit en sus si comme par la fin d'icellui compte puet et apparoir CXXIX livres VIII solz IX deniers III pougois) (fol.4r^o-v^o).

次に第1部(Prima)として、前会計年度までの未領収分、つまり滞納金の回収分が記載されている。「多くの人々によって都市トロワに支払われるべき複数の多額のお金について、上述の収入役が次年度会計簿で受け取ることになるが、どれくらい受け取っていないのかは判明している。しかし、1388年1月29日に市当局で行われた会計報告において会計監査役たちにより命令されたこともあり、1387年9月1日から始まる1年についての上述の収入役の会計簿の複数の項目における都市の利益のために回収すべき残額の申告に従って、それらを返金することにし、渡す。必要であれば、その会計簿を見ればわかる。」

(Item et quant est à plusieurs grans sommes de deniers deues à la dite ville de Troies par plusieurs personnes dont le dit receveur fait recepte en son compte prochun procedent combin que receuz ne les ait,mais pour ce que commendé lui fut par les auditeurs de son compte rendu en court le XXIXe jour de janvier l'an mil CCCIII^{xx} et huit, et pour ce les rent et baille par declaracion en remanances a recouvrer pour et au profit de la dite ville en plusieurs chappitres du compte du dit receveur

d'un an commençens le premier jour du mois de septembre de l'an mil CCCIIII^{xx} et sept si comme par icellui apparra s'il est mestier.) (fol.4v^o)。滞納金の多くは、過去における援助金、援税、金銭的贈与などの未領収分であり、会計簿には全部で9件記載されている。その内、実際に収入役が領収したのは次の項目のみであり⁽⁵⁶⁾、未領収のままである残り8件⁽⁵⁷⁾は、都市の負債リストに記載され、次年度以降に徴収されることになる。

今年度の領収分は、援税に関するもので、第2部 (seconda) と表記されている項目である。すなわち「トロワに住むジュアン・ド・モロワから100ソリドゥス。それは、上述の援税から一度に取るべきものとして都市(トロワ)に対してなされた金貨1100フランの贈与分に関わるものであり、トゥール貨で14リブラの残金の内、彼が負っていたものである。その援税について上述のモロワは上述の額トゥール貨で14リブラを得ており、それは援税収入役であった上述のオドロワンがモロワに未払分として渡したもので、贈与として都市に帰せられる。そこで現在の収入役は、1388年1月29日に市当局において行われた彼の会計報告において、(残りの)トゥール貨で9リブラについては負担解除される。会計簿で申告される負債と残金についての、収入役によってなされたあらゆる受け取りのために、前述の14リブラの残金はジュアン・ド・モロワから近いうちにあらかじめ受け取る。トゥール貨で100ソリドゥス」(de Jehan de Mauroy demorant à Troies C sols tournois, qu'il devoit de reste de XIII livres tournois pour et à cause du dit don de XI^e frans d'or fait à la dite ville à prendre pour une foiz sur les diz aides comme dit est, esquelz aides icellui de Mauroy estoit comprins de la dite somme de XIII livres tournois et dont le dite Audroin avoit baille comme receveur d'iceulx aides le dit de Mauroy en debte a et émires la dite ville pour et à cause d'icellui don. Et dont ce présent receveur l'a quitté en son dit compte rendu à court le XXIX jour du mois de janvier l'an mil CCCIIII^{xx} et huit de IX livres tournois. Pour ce de toute la recepte faite par icellui receveur d'icelles debtes et remanences declarez ou dit compte prochun precedent reçu du dit Jehan de Mauroy pour la reste des dites XIII livres tournois C sols tournois) (fol.6r^o)。

第3部 (tercia) には、百年戦争期におけるフランスの同盟国(カステイー

リャ王国) およびフランス軍への軍事援助の一環である、タイユ及び援税未払金の徴収分が記載されている。すなわち「上述の収入役による、ツール貨で158リブラ5ソリドゥス1デナリウス1オボルス⁵⁸の額となるもう一つの受取である。それは上述の都市の多くの諸個人、市民や住民たちが幾つかのタイユに関して負っているものである。つまりカスティーリャ海軍の海上通行⁵⁸のために徴収が命じられた2分の1援税、ギエンヌの第1及び第2援税、1388年6月から3回に分けて支払うよう命じられたタイユである。これらのタイユと援税の支払いについては、ピエール・ド・ロシュが上述の住民のために徴収と回収を担う委員であり、1388年3月26日にこの件に関する帳簿に記載されている。都市の利益のためにこの徴収係により回収されるべき負債は、手渡されるものとして上述の総額を含む帳簿もしくは書類に自署されている」(Autre recepte fete par icelui receveur d'une somme VII^{xx}XVIII livres V sols ung denier obole tournois que plusieurs personnes, particuliers, bourgeois, manans et habitans de la dite ville devoient à cause de plusieurs tailles, c'est assavoir du demi aide ordonné à lever pour le passage de la mer de l'armée de Castelle, du premier et second aide de Guienne et de la taille ordonné ou mois de juing de l'an mil CCCIII^{xx} et huit à paier à trois termes, paiemens desquelles tailles et aides Pierre de Loches fut et a esté col[l]e[c]teur et commis à les lever et receveur pour les diz habitans extraiz le XXVI^e jour de mars du dit an mil CCCIII^{xx} et huit des livres sur ce faiz et baillez en debte à recouvrer au profit de la dite ville par le dit collecteur en ung livre ou pappier signé de son saing manuel contenant la dite somme) (fol.6v^o)。詳細にみてゆくと、この項目ではまず、トロワ市内4地区それぞれの徴税管区毎にタイユ徴収係の名前が記載され⁵⁹、タイユの未徴収分回収額が都市内全徴税管区総額で40リブラ13ソリドゥス1デナリウス1オボルスであることが判明する(但し、会計簿では各徴税管区における徴収額は記載されていない。徴収できなかった場合のみ「無 néant」と書かれている。またカスティーリャ海軍の海上通行のための2分の1援税とギエンヌの第1及び第2援税のそれぞれの課税総額及び今回の徴収額も記録からは分からない)。

次に、第4部 (quarta) においては、援助金の3分の1分の未徴収分回収額

として、36リブラ7ソリドゥス6デナリウスが計上されている（但し筆者による再計算では、29リブラ7ソリドゥス6デナリウスである）。すなわち「租税あるいは援助金の3分の1の別の受取。3つそろって一つをなす。それはル・フォセ領主でトロワのバイイであったウード・ド・サヴォワジ⁽⁶⁰⁾によってかつて（徴収が）なされたもので、ジル・ル・グラ⁽⁶¹⁾、ジュアン・ド・ラ・ガルモワーズ⁽⁶²⁾、ジュアン・ウジュロ⁽⁶³⁾、ピエール・エヌカン⁽⁶⁴⁾、その他の者たちが、フランス国王陛下と盾持たちの命令により、そのために集められた。それは1388年、敵に対抗するためにゲルデルン公国⁽⁶⁵⁾内のドイツの地に送られた上述の領主を助けるために、5頭の馬がそれぞれ繋がれた荷車に積まれた武器の3分の1のためである。この援助金の3分の1は既に述べたように、トロワのプレヴォ管区内の複数の都市、修道院、修道分院に対して、さらにヴァンドゥーヴル、アルシ、パイアの城主支配領に対して課されたものである。3分の1の額はトゥール貨で総額85リブラ17ソリドゥス6デナリウスである —（中略）— この3分の1としての85リブラ17ソリドゥス6デナリウスの内、上述のニコラが受け取った額は次に提示されているとおりで、（支払いを行った）多くの人々が以下に記されている⁽⁶⁶⁾。」（Autre recepte du tiers dou impost ou subside dont les trois parties font le tout, ja pieça fait par monseigneur Eude de Savoisy, seigneur du Fosse, lors bailli de Troies, Gile Le Gras, Jehan de la Garmoise, Jehan Houzelot, Pierre Hennequin et plusieurs autres ad ce appelez par mandement du roi nostre seigneur et son escuiere pour cause du tiers harnois chacun chariot atellé de cinq chevaux pour seroir le dit seigneur en l'armée qu'il fist en l'an mil CCCIIII^{xx} et huit ou pais d'Alemaingne en la duché de Guelles à l'encontre de ses annemins. Le tiers d'icellui subside imposé comme dit est sur les villes, abbayes et priorées de la prévosté de Troies, et sur les chastelleriees de Vendevre, d'Arcis et de Paiens. Icellui tiers montant en somme toute IIII^{xxv} livres XVII solz VI deniers tournois. ……desquelles IIII^{xxv} livres XVII solz VI deniers tournois pour le dit tiers icelui Nicolas a receu les sommes et présents qui s'ensuit et des personnes cy après escriptes.）（fol.10r^o-v^o）。

第5部（quinta）には⁽⁶⁷⁾、ゲルデルン公国へ連れてゆかれた5台の荷馬車の内、2台の売却益として77リブラ15ソリドゥスが計上されている。残り3台は

壊れたとある。すなわち「5頭の馬にそれぞれ馬具で繋げられた上述の荷車の内2台の売却について、上述のニコラによる別の受取。これらの荷車はゲルデルン公国の地へ連れてゆかれたが、それは国王によりそこでなされた遠征のためである。そして馬と馬具で繋げられた別の3台の荷車は上述の遠征で壊れてしまい、運ばれた2台の荷車はすべての馬（5頭）と武器と一緒に、トロワのバイイ殿と都市評議会の選出者（評議員）たちにより委員とされたジル・ル・グラ、ジュアン・ド・ラ・ガルモワーズ、ピエール・エヌカンによって売却された。それは発声入札方式で、慣習に則り20回まで入札され、77リブラ15ソリドゥス（トゥール貨）で落札された。その額を上述のニコラは受け取った。」

(Autre recepte faite par le dit Nicolas de la vendue de deux des dessus diz charios harnechez chacun de cinq chevaux lesquielx furent ramenez du dit pais de Guelles de l'armée et voiage fais illec par le roy nostre seigneur comme dit est. Et l'autre tiers chariot tout harneche fu perdu ou dit voiage les dits deux charios ramenez venduz à tout les chevaux et harnois par Gile le Gras, Jehan de la Garmoise et Pierre Hennequin ad ce commis par le dit monseigneur le bailli de Troies et les esleuz au consoil de la dite ville par cris et encherez aux vinz acoustumez et encheriz pour la somme de soixante dix sept livres et quinze solz tournois, laquelle somme le dit Nicolas recuz.)

(fol.11v^o).

第6部 (sexta) では、「共通収入 Recepte commune」として都市所有財産の賃貸料と売却益が計4件計上されている (fol.12r^o-v^o)。その内訳は、囲壁に接合している塔の賃貸料3件と囲壁の上にあった木造住居部分の売却益であり、総額12リブラである⁽⁶⁸⁾。

第7部 (septima) では、塩税⁽⁶⁹⁾からの税収が計上されている。会計簿に計上されている塩税収入は1387年度から3年間にわたり仏王から徴収許可を得たもので、この会計簿における収益は2年度目のそれにあたる。塩税は本来、国王財政の収入となるものであるが、国王により収益の一部が都市に与えられている。会計簿で「贈与 don」という言葉が使用されているのはそのためである。

「トロワに置かれた塩倉役人アンリ・オジュランの別の受取。それは国王陛下から都市に対してなされた、トロワの塩倉にて上述の塩倉役人と検査官により

3年間につき売却される、パリ榷で1ミュイにつき4リブラ（トゥール貨）の（塩税の）贈与分である。…(中略)…7月29日に最初の年度について徴収された（塩税の）贈与は、この最初の年度については上述の収入役（＝公金収入役ニコラ）が担当し、1387年9月1日から始まる1年に直近の彼の会計簿で報告を行った。そして租税総監督官殿の第2年度に関する第2の命令書は、1388年6月25日に与えられた。パリ榷で189ミュイ1スチエ1ミノの粗塩の売却については、1388年7月30日から1389年7月31日までの間に上述の塩倉役人によって売られたものであり、それは第2年度の贈与として、1ミュイにつき4リブラ（トゥール貨）の価格で、都市の利益となるものである。それは756リブラ8ソリドゥス4デナリウス（トゥール貨）に相当する」（Autre recepte de Henry Augelin, grenetier du grenier à sel estably à Troies, d'un don fait à la dite ville par le roy, nostre seigneur, de quatre livres tournois sur chacun muy de sel mesure de Paris vendu à Troies ou dit grenier par le dit grenetier et contereleur illec jusques à trois ans oultre.....le dit don mis sus pour la première année le XXIXe jour du dit mois de juillet, duquel don pour icelle première année le dit receveur se charge et rent compte en son compte prochien précédent d'un an commencent le premier jour du mois de septembre l'an mil CCCIII^{xx} et sept et l'autre second mendment de nos diz seigneurs les généraulx pour la dite seconde année fu donné le XXVe jour du mois de juing l'an mil CCCIII^{xx} et huit, lequel mendment est ataché ou dit vidimus d'icelles lettres roïaux et de tout ce sont escriptes les copies en la fin de cest présent comptes pour ce de la vendue de CIIII^{xx}IX muis ung sextier et ung minot sel gros, mesure de Paris, qui ont esté venduz par le dit grenetier dès le XXXe jour du mois de juillet ou dit an mil CCCIII^{xx} et huit jusques au darrenier jour du mois de juillet de l'an mil CCCIII^{xx} et neuf ensuit qui est la seconde année du dit don au pris de IIII livres tournois chacun muy au proffit d'icelle ville valent au dit pris VII^cLVI livres VIII solz IIII deniers tournois pour ce cy receu VII^cLVI livres VIII solz IIII deniers tournois) (fol.12v^o-13 r^o)

第8部（octava）では、粉挽税 molage が計上されている。粉挽税の徴収は、「メルル merel/méreaux」と呼ばれる徴税補助用のコイン⁽⁷⁰⁾を利用した方式を

採っている。この方式の詳細は次節に譲るが、水車小屋において粉挽人に小麦を粉に挽いてもらうために小麦を持ち込んだ市民は、水車管理人 (boleteur) から挽いた小麦の量に応じて定められた額でコインを買い取り、箱に入れる (メレルが入った箱は、毎週公金収入役の立ち会いのもと開けられる)。市民が支払った額を水車管理人は粉挽税収入役に渡し、粉挽税収入役はそれを公金収入役に渡す。こうしてメレル・コインの売り上げ収益が都市の粉挽税収益となる。挽く穀物の種類に応じてコインの種類も異なり、会計簿の年度では小麦1カルトロン (= 4分の1スチエ) のメレル・コイン1個は8デナリウス、混合麦1カルトロンのメレル・コイン1個は6デナリウス、ライ麦1カルトロンのメレル・コイン1個は3デナリウス、にそれぞれ相当する。大麦と燕麦については言及されていないが、他年度では徴収されている。1メレル・コインは4分の1スチエに相当することになる。

この項目の本文は以下のとおりである。「トロワの防備施設、その他の業務と必要のために充当し使用するために、国王陛下の許可とオクトロワにより、都市トロワとバンリュにおいて徴収することを命じられた穀物のメレルと粉挽税からの収益の受取である。このオクトロワについては、1387年8月19日付けの国王陛下の書簡に明らかなとおりであり、この会計簿の末尾に筆写されている。都市評議会の委員と選出者によって、このために命じられ選出されたトロワの教会参事会員ジュアン・パスリイ、トロワ市民ジュアン・ド・ラ・ガルモワーズ、パラン・エヌカン、コラン・ジェロンヌによって上述のメレルは、上述の収入役に命じられそして渡された。このメレルに相当するものは、1カルトロン分小麦用の1メレルは8デナリウス (トゥール貨)、4カルトロンで1スチエであり、それは32デナリウスに相当する。混合麦用の1メレルは6デナリウス (トゥール貨) で、4モワソー (= カルトロンの間違い? [筆写注]) で1スチエとなり、2ソリドゥス (トゥール貨) に相当する。ライ麦1カルトロンのメレルは3デナリウス (トゥール貨) であり、4カルトロンつまり1スチエでは12デナリウス (トゥール貨) に相当する。

1389年8月31日に終わるこの会計簿の年度において、この収入役によってなされたこの特別な受取は、帳簿にその内容が記されている。この会計簿につい

ては、収入役は市当局においてこの会計簿の監査の場で提出し、手渡した。そこには当該年度の（粉挽税の）全ての受取額が、次のように記されている。

すなわち、当該年度の間の小麦のメレルは、32044と3/4メレルであり、それは小麦1メレルが8デナリウスに相当することから、1068リブラ3ソリドゥス2デナリウス（トゥール貨）である。

混合麦のメレルは2016と3/4メレル⁽⁷¹⁾であり、混合麦1メレルは6デナリウスに相当することから、51リブラ8ソリドゥス4デナリウス1オボルス（トゥール貨）である。

ライ麦のメレルは7251メレル⁽⁷²⁾で、ライ麦1メレルは3デナリウスの価格に相当することから、90リブラ3ソリドゥス9デナリウス（トゥール貨）である。

今年度外部からもたらされ、市門入り口にて得られた焼かれたパンと小麦粉のお金は、36リブラ10ソリドゥス10デナリウス（トゥール貨）である。

パン屋からのお金と請負に出された都市外（＝郊外）の水車のお金は、帳簿に記されており、39リブラ（トゥール貨）である。

今年度の上述のメレルと粉挽税の価値総額は、1284リブラ6ソリドゥス1デナリウス1オボルス（トゥール貨）である」(Autre recepte du proffit venu des merels et molages des grains ordonnez à lever en la ville et banlieue de Troies par licence et octroi du roy nostre seigneur pour convertir et employer es fortifications et autres affaires et necessitez d'icelle ville si comme par lettres du dit seigneur sur ce octroies, transcriptes en la fin de ceste present compte, donnees en date le XIXe jour d'aoust l'an mil CCCIII^{xx} et sept puet apparoir iceulx merels ordonnez et baillez au dit receveur par messeigneurs Jehan Passery, chanoine de Troies, Jehan de la Garmoise, Parrin Hennequin et Colin Geronne, bourgeois de Troies, ordonnez et esleuz ad ce par les commies et esleuz au consoil de la dite ville, lesquelx merelz valent, c'est assavoir chacun merel ordonnez pour froment fait ung quarteron qui vault VIII deniers tournois, et les quatre font le setier qui vault XXXII deniers tournois, et chacun merel ordonnez pour moissau VI deniers tournois et font les quatre le setier qui vault II sols tournois, et chacun merel ordonnez pour soigle fait ung quarteron qui vault III deniers tournois, et font les quatre le setier qui vault XII deniers tournois.

Icelle recepte particulière faite par icellui receveur pour la dite année de ce compte présent fenissant le darrenier jour du mois d'aoust du dit an l'an mil CCCIII^{ss} et IX, si comme il appert et par la manière que contenu et déclaré est en ung livre ou pappier de ce sur ce fait lequel receveur rent et baille en court en l'audicion de ce compte qui monte en somme toute pour icelle année ce qui s'ensuit.

C'est assavoir

Merels de froment durant la dite année XXXII^mXLIII et III quartiers de merel qui valent au dit pris de VIII deniers tournois pour chacun merel

MLXVIII livres III solz II deniers tournois

Merels de meissau II^mXVI et III quartiers qui valent au pris dessus dit de VI deniers tournois chacun merel

LI livres VIII solz III deniers oboles

Merels de soigle VII^mII^o cinquante ung merel qui valent au pris devant dit de III deniers tournois chacun merel

IIII^{ss}X livres III solz IX deniers tournois

Argent de pain cuit et farines admenuez dehors que l'en acquitte à l'entrei en la dite ville aux portes pour icelle année

XXXVI livres X solz X deniers tournois

Argent des talemectiers et molins forains admonsonnez pour la dite année, si comme déclaré est ou dit livre

XXXIX livres tournois

Somme de la valeur des diz merels et molages la dite année XII^oIIII^{ss}III livres VI solz I denier obole tournois) (fol.13v^o-14v^o)

以上で収入部の記載は終わり、1388年度の収入総額2326リブラ18ソリドゥス10デナリウス3ブジョワが記される⁽⁷³⁾。

収入部における内訳を改めて表に示すと、以下の【表4】のとおりである。租税収入だけで（未徴収分の回収も含めると）90.7%となり、典型的な税収主体の収入構造であることが分かる。

【表 4】 1388年度トロワ公金会計簿収入部の内訳

(貨幣単位 トゥール貨)

前会計年度繰越金	129 lib. 8s. 9d. 3p.	5.5%
過年度未徴収金 (援助金, 援税, 金銭的贈与など)	100s.	0.2%
過年度のタイユ・援税未徴収分	40 lib. 13s. 1d. 1ob.	1.7%
過年度の援助金未徴収分	36 lib. 7s. 6d.	1.5%
荷車 2 台の売却	77 lib. 15s.	3.3%
共通収入	12 lib.	0.5%
塩税	756 lib. 8s. 4d.	32.3%
粉挽税	1284 lib. 6s. 1d. 1ob.	55%
総計	2326 lib. 18s. 10d. 3p.	100%

(2) 支出部

続いて公金会計簿の支出部を見てみよう。支出の第 1 部は、都市防備強化工事に關する支出である。

「まず、都市トロワの防備施設に關して今年度について行われた工事のために、以下の者の印璽と署名がなされた支出命令書と証明書により、支払いがなされた。すなわちトロワのバイイ代理マイエ・パイヨン、トロワのサン・テチエンヌ教会參事会員のアンベール・ド・スレイとウダール・ノド、トロワ市民のジュアン・デュ・クロ、ジャクマン・メニシエである。この内 3 名が評議會から委員に任じられ、都市民と住民によりその役割を担うことになった。この数週間の内容と工事を行った者たちの名前・付加名と工事の内容は、この会計簿の会計監査の際、市当局へ渡される証明書に記されている通りである (Et premiers pour oeuvres faites durant la dite année pour la fortiffication de la dite ville de Troies paiez par mendemens et certificacions faites souz les seaulx ou signez de Mahiet Paillon, lors lieutenant de monseigneur le bailli de Troies, de messeigneurs Humbert de Cereix, Oudart Naudot, chanoines de l'église saint Estienne de Troies, Jehan du Clos et Jaquemin Menissier, bourgeois de Troies ou les trois d'iceulx ordonnez et commis ad ce par messieurs les esleus au consoil et ainx par les chargez bourgeois et habitans de la dite ville les présent des journées semaines et matières, et les noms et surnoms des ouvriers qui ont faiz les dits ouvrages et de ceulx dont en a

eues icelles matières contenuz escrips en icelles certifications rendues à court en l'audicion de cest présent compte) (fol.15r^o)。1388年度における防備工事はトロワ南部に位置するプランシュ・クレマンと呼ばれる場所⁽⁷⁴⁾の囲壁（【地図1】を参照）が主であった。この工事に関する項目の冒頭には次のように書かれている。「プランシュ・クレマンの壁，迫持，塔の工事。1388年9月7日月曜日から始まる1週間について。この工事については，会計簿の会計監査の際に収入役から市当局へ提出された上述の印璽を付した証明書により十分に記されている」（Pour oeuvres faites en l'ordon des murs, arches et tours de la Planche Clément. En la septmainne commençant le lundi VIIe jour du mois de septembre de l'an mil CCCIII^{xx} et huit, si comme il appert et que déclaré est plus à plain par une certification scellée des diz seaulx rendue à court par icellui receveur en l'audicion de cest présent compte) (fol.15r^o)。この工事を請け負ったのは石工フェリゾ・ジャック Felisot Jaque と石工ジャコ・ド・プアン Jaquot de Pouan であり，彼らに対して支払いがなされた。工事期間は，1388年9月7日から9月26日までの3週間，11月23日から11月28日までの1週間，1389年1月4日から3月6日までの9週間，4月5日から4月23日までの数日間，5月1日から6月12日までの数日間，5月3日から5月16日までの1週間であり，実質90日ほどであった。工事用の石の調達・加工費と石工・大工・その他の人夫への支払いは，総額1381リブラ15ソリドゥス5デナリウス1オボルスであった（残念ながら会計簿の記述からは，労働者への日当や総支払額については分からない）。なおこの工事項目の中に「鐘楼門の塔に設置された大砲の検査を行ったペラン・コルヌゲールへの支払いと弩の弦のための糸と緑色の蠟代⁽⁷⁵⁾として，9リブラ2ソリドゥス6デナリウスが含まれている。

会計簿の19葉表から24葉表までには，20項目にわたる雑多な内容の支払いが記載されており，これが第2部を構成する。この項目の冒頭では，「トロワのバイイ殿あるいはバイイ代理と，この命令に押印するために都市評議会により選出された者の命令により収入役が行った別の支出。この支払については，この命令書に付託された，支払いを受けた人々の領収書とバイイ殿あるいはバイイ代理の証明書に基づいて，収入役の指示に従って以下のごとく転写された」

(Autre despense faite par icellui receveur par mendemens de monseigneur le bailli de Troies ou son lieutenant et des esleuz à sceller iceux mendemens par le consoil d'icelle ville et ainx par quittance des personnes qui ont recuz iceux deniers attachés à iceux mendemens et avec ce par certificacions du dit monseigneur le bailli ou son lieutenant selon l'institution d'icelui receveur cy deçut transcrip^{te}) (fol.19r^o) とある。

ここでの支払い項目は、その内容の性格から幾つかのグループに分けることができる。そこで以下では主要なものを幾つかまとめながら、支払い内容を見てゆこう。

- ①ゲルデルン公国へ送られた荷馬車関連支出。収入部第5部によると、ゲルデルン公国へ向かった5台の荷馬車の内、3台は壊れてしまい、2台は売却された。3台の荷馬車の維持費は、その3分の1をトロワ及びトロワのプレヴォ管区内の諸都市などが負担し、そのために租税が徴収された。そして集まった額から総額294リブラ12ソリドゥスの3分の1、すなわち98リブラ4ソリドゥスが都市公金から支払われた。続いて、売却された荷馬車2台の荷車引きへの報酬と売却に際してかかった費用の弁済分とを合わせた11リブラ19ソリドゥス8デナリウスが、荷車引きに支払われた。さらに荷馬車3台の維持費の残り3分の2については、2回目の支払いが都市公金から、トロワのバイイであるウード・ド・サヴォワジに対してなされた。その額は43リブラ16ソリドゥス6デナリウスである⁽⁷⁶⁾。
- ②都市書記ジョアサン・ル・バルブラ Joachin le Barberat への給与として、25ソリドゥス⁽⁷⁷⁾。
- ③国王付き騎馬セルジャンであるジャケ・ドバントン Jaquet Daubenton へ手当支給として、60ソリドゥス⁽⁷⁸⁾。
- ④香辛料商ジレ・コルブロン Gilet Corberon へ菓子と香辛料の代金として、72ソリドゥス⁽⁷⁹⁾。
- ⑤居酒屋ジュアン・ド・モロワ Jehan de Mauroy へ、26ソリドゥス8デナリウス⁽⁸⁰⁾。
- ⑥居酒屋ティボー・ド・ラ・ロジュ Thiebaut de la Loge へ、5リブラ15ソリドゥス10デナリウス⁽⁸¹⁾。
- ⑦トマ・ベルトン Thomas Berton と書記フェリゾ・ブレシ Felisot Braici へ、25ソリドゥス⁽⁸²⁾。
- ⑧パン屋のジュアンソン・ド・ドシュ Jehançon de Dosche へ、9リブラ12ソリドゥス⁽⁸³⁾。
- ⑨サン・テュルバン教会の財産管理人ジュアン・ベターユ Jehan Baitaille へ、30ソリドゥス⁽⁸⁴⁾。
- ⑩戦争を理由とするトロワ司教管区エド収入役ジュアン・グラドワ Jehan

Gradois へ、未払い分の租税の支払いとして133リブラ13ソリドゥス9デナリウス⁽⁸⁵⁾。⑪居酒屋ギョーム・ド・ラ・ドゥミ Guillaume de la Demie へ、40ソリドゥス⁽⁸⁶⁾。⑫錫容器製造工ジュアン・サブル Jehan Sabre とシモン・ド・ムチエ Simon de Moustiers へ、都市の負債返済として40リブラ10ソリドゥス⁽⁸⁷⁾。⑬金銀細工師ジュアン・ムト Jehan Muteau へ、大弩競技会の一等賞商品である銀製白鳥1基の作成代として74ソリドゥス⁽⁸⁸⁾。⑭その他、細かい支出として14リブラ5ソリドゥス⁽⁸⁹⁾。以上、第2部における支払い合計は、376リブラ9ソリドゥス5デナリウスである。

続いて支出の第3部 (fol.24v^o-28r^o) には、粉挽税徴収に関わる水車委員への給与と関連支出が記載されている。水車委員の詳細な役割については分からないが、この項目には次のように記されている。「収入役によってなされた他の支払い。それはこの会計年度において水車においてメレル・コインと市門において金銭を受け取る役目を担う、水車・市門委員の給与のため、また次のようなやり方で粉挽税を理由としてなされた他の仕事と支払いのため、である」

(Autre despense faite par le dit receveur tant pour les gaiges des commis aux molins et aux portes de la dite ville à recevoir les merelz aux molins et les deniers aux portes du dit la dite année de ce présent compte, comme pour autres affaires et dispenses faiz pour cause d'icelui molaige en la manière qui s'ensuit) (fol.24v^o)。この項目における内訳を表にすると、以下の【表5】のようになる。

水車委員 (commis aux molins) は、粉挽税収入役へメレル・コインと支払い命令書を渡す、あるいは市門において市内に持ち込まれようとする穀物に粉挽税を徴収する役割を担い、実際に水車を動かす水車管理人 (粉挽人) と協力して粉挽税徴収に関与したと思われる。水車委員は、一定の任期で担当水車が変わっていた。給与は1週間につき10ソリドゥスが市当局から支払われた。任期は他の会計簿を調べないとはっきりしたことは言えないが、かなり変動していたと思われる。この項目における支出合計は、148リブラ2ソリドゥス8デナリウス1オボルスである⁽⁹⁰⁾。

第4部は、公金収入役への支払いが記載されている (fol.28v^o-29r^o)。その内訳は、①公金収入役への給与支払い (50リブラ)⁽⁹¹⁾、②公金収入役が担った都

【表5】水車委員への給与

水車委員	水車名 (略称)	1388.9.1～10.19 間の給与	10.20～1389.2.1 間の給与 ()は管理担当 水車の略	2.2～2.22(a) ; 2.23～7.5(b) ; 7.6～8.22(c) 間の給与
Simon Berart	Jaillart (J)	70 s.t.	7 lb.10 s.t. (T)	—
Vincent Garnier	la Tour (T)	70 s.t.	7 lb.10 s.t. (C)	(c) 4 lb.t.
Jehan le Mairat	Chaillouel (C)	70 s.t.	100 s.t. (Ta)	(b) 9 lb.10 s.t. (J)
Thevenin Colet	la Tannerie (Ta)	46 s.8 d.t.	100 s.t. (M)	—
Santonnot le Monnoier	Merdençon (M)	46 s.8 d.t.	7 lb.10 s.t. (J)	(a) 30 s.t. (J)
Girart des Granches	Notre-Dame	6 s.8 d.t.	7 lb.t. ⁽²⁾	—
Jehan de Moutiers	Comporté 門	5 s.t. ⁽¹⁾	—	—
Margueron la Colitre	Croncels 門	17 s.6 d.t.	37 s.6 d.t.	—

(注記) fol.24v°-28r° から筆者作成。表内の — は不明を意味する。水車の立地については、Lenoble et Deborde [66] pp.47-48, 68-69を参照。(1) Jehan de Moutiers は、コンボルテ門とその他の市門も担当し、そこでメレル・コインなしで小麦粉と焼きパンを都市に持ってきた外来者をチェックした。(2) 1388年9月8日から1389年2月1日までの期間について、Girart des Granches はクロンセル門以外の市門を担当した。

市評議会の命令書・工事関係の証明書・領収書など文書作成のための紙・羊皮紙・印璽用の真紅の蠟の代金、すなわち文書作成諸経費 (40ソリドゥス)、③会計簿及び関連書類の原本とコピーの作成、さらに都市の負債帳簿3部の筆写代金を含む会計監査用書類作成費 (8リブラ)、④会計簿作成費とそれを納める木箱代 (6ソリドゥス8デナリウス)、であり、総額60リブラ6ソリドゥス8デナリウスである。

以上、支出部の内訳を見てきたが、支出の全体の内訳を表にすると以下の【表6】のようになる。防備強化工事費が7割を占め、残りは実質的に行政諸経費にあたる。これから当該年度におけるトロワ公金財政の支出構造が、公共工事の推進に重点を置いているものであることが分かる。

会計簿の最後には、収入総額と支出総額との差額が計上され、当該年度は370リブラ4ソリドゥス7デナリウス1オボルス1プジョワの黒字となり、収入役は手元に残ったこの総額を市当局へ (正確には次年度の公金収入役へ) 次年度繰越金として渡さねばならない。続いて会計簿の締め切りと提出に関する記述が続く。「本会計簿は、市当局において市政役人の出席のもと委員に提出

【表 6】 1388年度トロワ公金会計簿支出部の内訳
(貨幣単位 トゥール貨)

防備強化工事費	1381 lib. 15s. 5d. 1ob.	70%
雑費	376 lib. 9s. 5d.	19%
水車委員への給与と関連支出	148 lib. 2s. 8d. 1ob.	8%
公金収入役への給与と諸手当	60 lib. 6s. 8d.	3%
総計	1966 lib. 14s. 3d.	100%

された。その名前は以下に書かれている通りである。本会計簿は1393年4月11日に締め切られた」(Ce présent compte rendu à la dite ville aux personnes et en présence des personnes et commis ad ce faire dont les noms sont cy dessoubz escriz et fu clos le dit compte le XIe jour d'avril l'an mil CCCIII^{xx} treze) (fol.29^o)。委員は、トロワのバイイ Jean de Venderesse, 年市守護 Ph. Cuveret, G. Maubert, J. Darbois, Estienne Plaisance, J. Saugette, Gilet le Gras, J. Bell, J. Garmoise, P. Hennequin, の10名である。会計監査の結果に関する記述は見当たらない。

会計簿提出に関する記述の後で、長大な都市の債権リスト⁽⁹²⁾(すなわち公金収入役が未徴収の、もしくは受け取っていない金銭に関するリスト)が、29葉裏から42葉表にかけて記載されている。総計12項目にわたり債権の内容が記載され、総額172リブラ10ソリドゥスが計上されているが、その大部分は租税の未徴収分である。

※本稿は、当初2005年に『西南学院大学経済学論集』誌上に発表するために準備をしていた。しかし2005年から2006年にかけて西南学院大学からパリ第2大学での在外研究を許され、トロワ市文書館において史料調査を行った結果、論文にその成果を取り入れるため当初の計画を変更し、新たに書き直すことにした。その間、別の研究に着手したこともあり本稿の完成がここまで遅れてしまった。筆者の杜撰な執筆計画が招いた発表の遅延であり、ここでお詫び申し上げる。なお、本稿の参考文献については、基本的にすでに発表した2本の論文(『西南学院大学経済学論集』第36巻第2・3合併号, 2001年, 37-60頁及び同誌第39巻第1号, 2004年, 63-82頁)を参照していただきたい。

2004年以降の参考文献に関しては、本稿の注において適宜言及する。

なお、本稿は2005～2006年西南学院大学在外研究、平成20～23年度科学研究費補助金（基盤研究B）「西欧中世文書の史料論的研究」（代表 九州大学岡崎敦 課題研究番号20320117）、および平成22～24年度科学研究費補助金（基盤研究B）「ヴァロワ期ブルゴーニュ国家の社会・経済・文化に関する総合的研究」（代表 九州大学藤井美男 課題研究番号22320146）、による研究成果の一部である。

注

- (1) 道路管理会計は1416年から公金会計に組み込まれた。拙稿「フランス中世都市における財政・租税制度－トロワの場合(2)－」『西南学院大学経済学論集』39巻第1号，2004年，69頁。
- (2) 塩取引会計に関して伝来する最古の会計簿は1459年以降のものである。前掲拙稿，71頁。
- (3) トロワ市文書館に伝来するのは1406/7年からである。しかし伝来史料には遺漏年度が多い。*Répertoire sommaire des documents antérieurs à 1800 conservés dans les Archives communales, Département de l'Aube, Troyes, 1911, p.11.*
- (4) タイユ会計簿については伝来状況がはっきりしない。トロワ市文書館（Médiathèques de l'Agglomération Troyenne, 以下 MAT と略す）における筆者の調査により判明する、一番古い記録である。本稿末尾の【伝来史料リスト】Série F11を見よ。
- (5) Bibolet [14] pp.423-424, note 1.
- (6) *Ibid.*, p.424, note 1.
- (7) *Ibid.*, p.424, note 2.
- (8) Roserot [3] p.338 ; Bibolet [14] p.424, note 3.
- (9) 河原温『都市の創造力』（ヨーロッパの中世2）岩波書店，2009年，118頁。
- (10) 拙稿「中世後期フランス都市行・財政制度の特質－シャンパーニュ諸都市の場合－」田北廣道編著『中・近世西欧における社会統合の諸相』九州大学出版会，2000年，363頁。
- (11) 「大きな囲壁をもつ都市の防備施設のためにトロワ市民が負担する諸費用のために、市民には定期金はおろか共通の収入もない」「pour les dépenses que supportent les bourgeois de Troyes pour les fortifications de la ville, qui est de grant enceinte, en laquelle ils n'ont aucunes rentes ni revenues communes...」（1387（90?）年7月29日），MAT, B5. このような財政事情から租税に頼るしかなかった。
- (12) A.-H.-Fr. Corrad de Bréban, Topographie troyenne. Mémoire sur les diverses enceintes et sur les fortifications de la ville de Troyes, dans *Mémoires de la Société académique de l'Aube*, t.18, 1854, pp.171-188. 15世紀末には塔の数は54基に減少した（Collet [47] p.8）。囲壁は、1371年に柵が取り壊されて石造りへと順次改修され、1401年には石造囲壁は完成した（Bibolet [14] p.403, note 3）。
- (13) Corrad de Bréban, art.cit., pp.184-185.
- (14) 塔の修繕（1433-34年）、堀の拡大（1473-74年）、サン＝ジャック門の修復（1459-62

- 年), サン=ジャック門とサン=タントワヌ門の堡塁の修復など, 会計記録にはこうした防備施設の修復記事が見られないことはない (Bibolet [14] p.403, note 5)。
- (15) 防備強化工事は一括契約ではなく, 市当局と工事事業者との間で個別に契約が締結されて行われた。工事事業者が人夫と原材料を手配した。よく働く人夫には2s.6d./日が支払われ, よく働いた石工には45s./日が支払われた (*Ibid.*, p.405, note 1)。会計簿では, 原材料購入費 (木材, 石, 瓦), 人夫, 石工, 大工, 屋根葺き, 鉄細工の労働をそれぞれ区別して支払いをしている (*Ibid.*, p.405, note 2)。
- (16) *Ibid.*, p.405. 総収入に占める防備強化費の割合を幾つかの年度について【表2】をみると, 次のような傾向が判明する。14世紀末から15世紀初頭は休戦の時期に当たり比率は減少するが, 1430年代は再び戦況が悪化したため比率が大きくなっている。その後も軍事状況の変動に伴って変動はあるが, 15世紀末には防備強化費はかなり減少する。
- (17) 拙稿「中世後期フランス都市行・財政制度の特質」374頁。
- (18) Bibolet [14] p.406.
- (19) さらに1480年4月14日には, 都市の南においてセヌ川支流が流れ込むラ・プランシュ・クレマン la Planche-Clément 水門の修理は, 市当局, サン=ピエール教会参事会, サン=テチエヌ教会参事会, Foissy の修道女たちの間で費用が負担された (*Ibid.*, p.407)。
- (20) *Ibid.*, p.407 note 6.
- (21) 1462年には大砲の鑄造に3500リブラが費やされた (MAT, G1 ; Bibolet [14] p.407)。
- (22) Boutiot [30]
- (23) 1458年の評議員任命記録には, 評議会に出席した評議員には毎回12s.6d.の手当が支給される旨が書かれているが, これが現実になされていたかどうか不明である (Bibolet [18] p.41)。実際, 評議員は各種委員会に属し, その委員会の権限で業務をこなした場合に手当が支給されていた。評議員は, 年間いくらかという形の給与を受け取るのではなく, 各種委員会においてその時々業務に対して手当を受け取っており, 言わばそれが給与の代わりであった。1388-89年の都市公金会計簿をみると (本稿 (2) (iii) の (2) 支出部をみよ), 正式に給与を受け取っているのは, 都市の書記と収入役を兼任する Nicolas de Premierfait で, 年間50リブラを受け取り, 彼はさらに都市防備工事に関係する証明書・領収書・その他文書作成用の紙・羊皮紙, および印璽用の真紅の蠟代として40ソリドゥス (トゥール貨), 会計簿及び関連書類の原本とコピーの作成, さらに都市の負債帳簿3部の筆写代金として8リブラ, 会計記録及び書類保管用の木箱購入代金として6ソリドゥス8デナリウス, を受け取っている。彼以外には, 都市の水車と市門において粉挽税を徴収する業務についての委員20数名に対して給与が支払われている (MAT, B4)。
- (24) Bibolet [14] p.408.
- (25) 1358年以降, 都市の軍事支出は大きくなり, 都市守備隊長 Guillaume dou Plessis と評議会の要請によりトロワでは武器購入を担当する委員会が作られた (1358年6月22日, MAT, Fonds Boutiot, AA, 8c 1 l.)。1370年7月31日には, 鐘楼地区での大砲委員である Etienne Plaisance は, 都市トロワの大砲役員 (général commissaire) P. des Troilles から鐘楼地区に大砲を配備するために, 以下の武器を受け取ったことを認めた。すなわち, 大砲 canon 1門, 小さな矢4000本, 通常の矢500本, 砲弾 plommées 208個, 大砲用火薬 18リブラ, 鉄槍 14本などである (MAT, fonds Boutiot, AA 8c 1 l. Bibolet [14] p.409, note 1)。
- (26) 例えば1430-31年には, 硝石100リブラ, カルヴァリン砲 coulevrines 3門, 鉄製大砲 voglaire de fer 2門, より大きい鉄製大砲 gros voglaire de fer 1門, 銅製の小砲 petit voglaire

de cuivre 1門, 銅製の小砲 petit canon de cuivre 1門, 鉄製まきびし chausse-trappes を詰めた樽1個, これらの購入費は合わせて347lb.15s.であった (MAT, B11; Bibolet [14] p.409, note 2)。

当時の火薬の割合について, 1430年頃は硝石57.1~66.7%, 硫黄28.6~22.2%, 木炭14.3~11.1%とされる。大砲の威力を上げるには硝石の配合量を増やせばよい。カルヴァリン砲は長い筒状の携行可能な火砲で, 鉄製で, 鉄弾・鉛弾を砲口から入れて発射するものである。16世紀以降使用されるマスケット銃の祖先にあたる。この武器の出現については, 次の文献が参考になる。E. de Crouy-Chanel, *La première décennie de la Coulevrine (1428-1438)*, dans N. Prouteau, E de Crouy-Chanel et N. Feucherre, (dir.), *Artillerie et fortification 1200-1600*, Rennes, 2011, pp.87-98.

15世紀半ばになると巨大な砲が姿を消す一方で, 目的に応じた大小の砲が作られるようになり, 種類別に新しい名でよばれるようになった (木村尚三郎編『世界の戦争5 中世と騎士の戦争—ジャンヌ・ダルクと百年戦争—』講談社, 1985年, 166頁)。ヴグレール Veuglaire (voglaire, vulgaire) は鉄および銅製の大型の大砲であり, 砲尾から弾を装填する方式で, その大きさは多様である。手で運べる小型のものもあったようである。カノン Canon も大砲のことだが砲身は長いが口径は小さいものを指し, 他方で砲身は短く口径が大きい巨大な砲はボンバルド Bombarde と呼ばれていた。これらの砲は非常に重かったため荷車で運び, 架台に設置して発射せねばならなかった。S. Mérat, *Troyes pendant la guerre de Cent Ans d'après les archives du Conseil de ville (1429-1433)*, *Mémoire de maîtrise (Histoire médiévale)*, Reims, 2001, pp.86-90.

- (27) 矢や鏃の購入は, 1358~70年, 1419~34年, 1471~75年に頻繁であった (Bibolet [14] p.409, note 3)。
- (28) 1419~20年, MAT, B10.
- (29) トロワ近隣諸都市の多くはこの時代, イングランド軍やブルゴーニュ軍あるいは野党団からなる敵軍からの攻囲戦に見舞われていた (Bibolet [14] p.410; Mérat, *op.cit.*, pp.100-108, 136-139)。15世紀前半にトロワが援軍をよこした事例では, 1429年9月の Vitry-en-Perthois と Sainte-Menehould 攻囲戦, 1430年11月の Marigny-le-Châtel 攻囲戦, 1430年11月の Chappes 攻囲戦, 1431年5月~9月の Anglure 攻囲戦, 1431年12月の Mussy-sur-Seine 攻囲戦, 1432年7月の Lagny-sur-Marne 攻囲戦, 1433年2月の Pont-sur-Seine 攻囲戦, 1437年8月の Montereau 攻囲戦がある。この攻囲戦に関してはブティヨにより支出会計簿の分析がなされている。Th. Boutiot, *Dépenses faites par la ville de Troyes à l'occasion du siège mis devant Montereau par Charles VII, en 1437*, dans *Annuaire de l'Aube*, 1856, 2e Partie, pp.23-33.
- (30) Bibolet [14] p.410.
- (31) *Ibid.*, p.410.
- (32) *Ibid.*, p.410; J. Favier, *Dictionnaire de la France médiévale*, Paris, 1995, p.898. これはディジョン都市財政でも同様であった。Fr. Humbert, *Les finances municipales de Dijon du milieu du XIVe siècle à 1477*, Publications de l'Université de Dijon 23, Paris, 1961, pp. 149-150.
- (33) 都市評議会議事録によれば, ブルゴーニュ軍は7月6日早朝にブルゴーニュへと引き返した。市当局は雇い入れた兵士で構成された守備隊にスーブを供し, 費用を支払って感謝した (Roserot [3] p.451; MAT B13)。この件の支出額は203 lb.1s.8d.であった。
- (34) 1433年6月から9月にかけて, 都市評議会はトロワの北約10キロにあるサン・リエ Saint-Lyé 要塞を拠点にしていた傭兵あがりの守備隊長 Jean le Champenois にその場を離れてもらうために, 彼らが要求する「小麦1ミュイ, ライ麦1ミュイ, 燕麦4ミュイ, プ

- ドウ酒4樽など」を提供した (Roserot [3] pp.444-463)。さらに金銭368 lb.を支払った (MAT, B13; Mérat, *op.cit.*, pp.80-81)。
- (35) 例えば、40～60組の装備を整えた槍隊の徴用 (1478年)、フランス国王への軍役として小麦・葡萄酒などをブルゴーニュへ運ぶ輜重隊派遣 (1479年)、食料輸送 (1481年) などが、都市の負担となった (Bibolet [14] p.412, note 5, 6, et 7)。
- (36) *Ibid.*, p.413.
- (37) 財務法院 *Cour du Trésor* とは、王領地管理にかかわる裁判権を管轄する部門で、王領地の諸権利に関する訴訟を審理した。1379年から実質的に機能し、1390年に正式に設置されたが、その後何度も機能停止し (1401年, 1404-07年, 1408-11年, 1418-38年), 1438年より常設化された。シャルル7世の時代、財務法院の裁判権はパリ地方の複数のバイイ管区に制限されていた。そして会計院に従属していた。Favier, *Dictionnaire*, p.926.
- (38) 租税総監督官 *généraux conseillers sur le fait des aides* という役職については、拙稿「14世紀後半フランス王国及びブルゴーニュ公領の財務官僚ニコラ・ド・フォントゥネー地方役人の社会的上昇の軌跡と富の蓄積」『社会経済史学』第77巻第2号, 2011年, 19頁を参照。1389年4月4日、市当局は2人の租税総監督官に「ドラジェと香辛料を提供した」(MAT, B4)。この件については本稿注(79)を参照。なお、ビボレはこの2人の肩書を租税総監督官としているが、史料からその肩書は確認できない。
- (39) 1402年9月、国王巡回裁判 (*grands jours*) を開催する国王顧問官に対して、「ドラジェ、レモン、砂糖、蜜蝋、ぶどう酒、手袋」が贈られた (MAT, B8)。
- (40) 1457～58年に兵士の宿営についての国王親任官で騎馬警察隊長 *prévot des maréchaux* である *Tristan l'Ermite* に、その支払いを弁済した (MAT, B20)。
- (41) 1419～20年にはバイイの娘の結婚式のために400 lb.が贈られた (MAT, B10)。1430年5月30日、バイイ夫人に銀16マルルの食器類 (銀12マルルのカップ6個と木目模様が彫られた銀4マルルの水差し2個) が贈られた (Roserot [3] p.232)。1495～96年には、新バイイ *Gaucher de Dinteville* のトロワ到着に際して100 lb.が贈られた (MAT, G8)。
- (42) 地方総督 *gouverneur* とは、一つあるいは複数のバイイ管区を包括する軍事的指揮権を持つ者を指し、通常は守備隊長 *capitaine* の役目が付随する。その肩書は国王代理 *lieutenant du roi* あるいは国王総代理 *lieutenant général du roi* としばしば混同されるが、15世紀末にはその序列は明確になり、国王代理よりも上位となった。その職務はバイイやセネシャルと同様であった (Favier, *Dictionnaire*, p.464)。1430～31年には、*Arnault Guilhem de Barbazan* (王太子シャルルの第一侍従) とその他の都市守備隊長に、104 lb.が贈られた (MAT, B11)。1479～89年には、地方総督に350 lb.15s.が贈られた (MAT, G6)。
- (43) 1380年8月7日に357 lb.3s.が贈られた (MAT, B5)。
- (44) 1390～91年には「ぶどう酒2樽、カワカマス12匹、コイとセタカウオ50匹」、総計88 lb.が贈られた (MAT, B6)。
- (45) Bibolet [14] p.415.
- (46) 例えば1488年には、レ・ドゥー＝ゾ癩病院会計から10フランが、サン＝テスプリ療養院、サン＝アブラアム療養院へ寄付され、1489年ではサン＝レミ教会、ノートル・ダム＝ド＝ラ＝ブレ教会、ノートル・ダム＝オ＝ノナン教会などで礼拝堂改築の援助がなされた (MAT, AA, 21c.2 l)。1389～91年には公金会計の収入の4分の1が、国王の許可によりトロワ大聖堂の改修費としてサン・ピエール教会財産管理委員会に与えられた (MAT, B5～B6)。さらに、市当局が個人に対して特別に金銭の贈与を行うこともあった。市当局は、それぞれ一人のドミニコ修道会士とフランシスコ修道会士に、

- 四旬節の間に説教してくれたことに対して毎年5 lb.を支払った (Bibolet [14] p.415, note 2)。また1495～97年には、神学博士号を取得しようと望んだ修道士に市当局は60 lb.を支払うこともあった (MAT, G8)。
- (47) 1472～73年に、Juilly 攻囲戦で負傷した男性に60s.が贈られた (MAT, B26³)。1432年3月17日には、都市の仕事をしている時に亡くなった人夫の妻へ20s.が贈られた (MAT, AA 21c. 21.)。1433年3月7日、食糧難に苦しんで助けを求めにトロワへやってきた Mussy の女性たち総勢90名にライ麦6スチエが与えられた (Roserot [3] p.427)。1480～81年にはブルゴーニュ地方からやってきた貧困者たち2800人に、市当局は小麦・ライ麦・大麦パンを配り、その費用は304 lb.かかった (MAT, B294)。1433年1月には市外に追放された貧しい売春婦たちに45個のパンが与えられた (MAT, B13)。
- (48) 1462～65年、パイイ代理と都市役人の命令により、孤児一人を引き取った女性に、レ・ドゥー＝ズ癩病院会計から支払いがなされた (MAT, G2)。また他の女性は同様の件で月に12s.6d.を受け取った (1476～77年, 1483～84年, MAT, G27, B3)。
- (49) Bibolet [14] p.413, note 2.
- (50) *Ibid.*, p.416.
- (51) *Ibid.*, p.417, note 1.
- (52) 1484年頃、市当局はトロワ有力名家であるウダール・エヌカン Oudart Hennequin と出張費用の弁済を巡って争っていた。ウダールは市当局の訴訟のためにパリに出張し、その費用を弁済してもらうように市当局に要求していた。彼はトゥール全国三部会に派遣されたトロワの名望家と同じ日に3エキュの支払いを求めた。トロワ住民は、ウダールがパリに15日以上も滞在する必要はなく、市当局から委任された用件でパリに行ったのであればそこでの支出について説明をすべきであると主張した。ところがウダールは市民に対して説明責任を果たさずに、市当局に対して提起した自らの訴訟にかりかりとなってしまう。この件について、高等法院のある国王顧問官は、市当局 (の都市役人) に、(ウダールは) 3エキュ以上の支払いを求めるわけではないし、引き受けた任務は比較できるものではない (任務に優劣はない) と語った (MAT, AA, 1c.3l.; Bibolet [14] p.417, note 3, 4)。
- (53) 出張者の日当に関しては、1408年5月18日には2人の名望家に対して20s.が支払われた。実際トロワからパリへの道のりは危険で、ブルゴーニュ公ジャン・サン・ブールのもとへ派遣された5名の名望家たちに、市当局は彼らが帰還すると出張費の追加支払いに同意した (1408年7月12日, MAT, AA 2c, 4l.; Bibolet [14] p.418, note 1)。
- (54) *Ibid.*, p.418.
- (55) pougois/pougeoise とは、ル・ビュイのデナリウス銀貨のことで、4分の1デナリウスに相当する。E. Fourmial, *Histoire monétaire de l'Occident médiévale*, Paris, 1970, p.190; Favier, *Dictionnaire*, p.782.
- (56) 「上述の収入役は上記のものを何も受け取っていない」(Icellui receveur n'a aucune chose receu quie dit est) (fol.6r^o)。
- (57) 残り8件のほとんどは、援助金、援税の未回収分に関するものである。幾つか例をあげれば、「亡き国王シャルル (5世)、その魂は神に召されたが、彼により都市に対して随分前からなされたトゥール貨で1リブラにつき2デナリウスの贈与の残金と負債。1369年2月末日から始まる9年半の間について、その残金とはかつてトロワ司教区の戦時エド収入役であったジュアン・ド・レクラが都市に負っているものである」(Des remanences et debtes d'un don de deux deniers tournois pour livre ja pieca fait a la dite ville par feu le roy Charles, dont Dieux ait l'âme, pour neuf ans mois et demi commençens le premier jour du mois de fevrier de l'an mil CCCLXIX desquelles remanences Jehan de Lesclat,

- jadis receveur des aides pour le fait de la guerre ou diocèse de Troies estoit et encore est tenuz à la dite ville) (fol.4v^o)。[同じく、かつて都市トロワに定期金と複数の家屋を持つ外来者に対して課されたトゥール貨で1リブラにつき2ソリドゥス6デナリウスの援助金の残金。それは1383年10月1日サン・レミの祝日から始まる1年間についてである。] (Item des remanens du subsidie de II sols VI deniers tournois pour livre mis et imposé pieça sur les forains aiens rentes et maisons en la dite ville de Troies pour ung an commençens à la saint Remy ou chief d'octobre l'an mil CCCIII^{xx} et trois) (fol.5r^o)。残り6件も、過年度の援税、タイユ、援助金の未回収分の受取りに関するものである (fol.5r^o-fol.6r^o)。
- (58) 1369年カスティーリヤ王エンリケ2世は即位してトラスタマラ朝を開き、フランス王シャルル5世と同盟関係を強化した。この税はカスティーリヤ海軍への援助のために徴収されたものと推察される。14世紀後半におけるカスティーリヤ王国とフランス王国との関係については、朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄編著『中世英仏関係史1066-1500 -ノルマン征服から百年戦争終結まで-』創元社、2012年、256-261頁；関哲行・立石博高・中塚次郎編『世界歴史大系 スペイン史1』山川出版社、2008年、172-178頁を参照。
- (59) トロワにおいて“connétablies”と呼ばれる管轄区は、その名が示すような軍事的な性格ではなく、直接税の税額査定を行うための租税区画として使われた。トロワの4地区には5~8の租税管轄区があり、その管轄区における徴税責任者は“connétables”と呼ばれ、主にタイユ徴収を受け持った (Bibolet et alii [25] p.126)。会計簿から判明する各地区の管轄区責任者は次のとおりである (fol.7r^o-10r^o)。
- サン＝ジャック地区 (7名) : Nicolas de Gouvoix, Simon Frigale, Jaquinot Le Paslier, Jehan de Muissy。回収額ゼロの管轄区責任者は Pierre Jossot, Pierre Antronngnot, Guiot Raoul。
- サン＝テスプリ地区 (=クロンセル地区) (7名) : Pougisée, Morel de Turgy。回収額ゼロの管轄区責任者は Pierre Bataille, Jehan de la Ville dieu, Jehan Le Roy, Felisot des Chapelles, Estienne de Villy。
- 鐘楼地区 (5名) : Estienne le Potancier, Chastellet, Jehan Clement, Girat Jobelin, Monnin Domin。
- マドレーヌ地区 (=コンボルテ地区) (6名) : Robinet le Tondeur, Pierre Jabot, Jehan de Varannes, Felisot le Tondeur, Jehan Beloce。回収額ゼロの管轄区責任者は Jehan Croncelz。
- (60) Eude de Savoisy は、1380年から1388年までトロワのバイイを務めた。G. Dupont-Ferrier, *Gallia regia ou État des officiers royaux des bailliages et des sénéchausées de 1328 à 1515*, t.6, Paris, 1961, p.64。
- (61) Gile le Gras は、トロワにおいて、1370年以降は戸税配賦人、1378年には会計監査人を務めている。ル・グラ家もトロワ名望家家系の一つである (Boutiot [35] t.2, pp.213, 250)。
- (62) Jehan de la Garquoise は、14世紀後半に小麦税の徴税請負人であったようだ。トロワの代表的な名望家家系ラ・ガルモワーズ家の始祖に当たる。トロワの家系検索サイト GeneaNet 参照。Bibolet et alii [25] p.114。
- (63) Jehan Honzelot は Pierre Hennequin の娘婿である。職種は不明である。F. de Berthier de Grandry, *Les anciennes Familles de Troyes du XIV^e au XVIII^e siècle d'après la Généalogie Hennequin manuscrit Ms 2601 de la Médiathèque de l'Agglomération troyenne*, Troyes, 2006, p.33。
- (64) Pierre Hennequin はトロワのプレヴォ管区塩管理人であり、1398年、1406~08年には

- プレヴォを務めた。盾持でもある (Berthier de Grandry, *op.cit.*, p.33; Dupont-Ferrier, *op.cit.*, p.81)。トロワを代表する名望家・貴族家系の一員である (Bibolet et alii [25] p.114)。
- (65) 1388年、インシャルド6世はゲルデルン (Gueldre) 公領に対する軍事行動を行った。それはイェングランドと手を組んだゲルデルン公ヴィルヘルム・フォン・ユーリヒ Wilhelm von Jülich に対してブラバント女公ジャンヌの利害を守るためであった。軍隊はシャンパーニュに集められ、この目的のための租税から得られた収入は4輪荷車や馬車、馬といった輸送手段の獲得に使われた。この遠征は、フランス側の失敗に終わった。Jean Juvénal des Ursins (Traduction et présentation Nathalie Desgrugillers), *Histoire de Charles VI, t.1.1380-1392*, Éditions Paleo, 2011, pp.156-160; Boutiot [35] t.2, p.273. Fr. Autrand, *Charles VI*, Paris, 1986, pp.161-163も参照。当時のブラバント公位をめぐる政治状況については、藤井美男「15世紀ブラバント顧問院の成立について」『経済学研究』(九州大学) 76-6, 2010年, 82-83頁; 同「中世後期ブリュッセル市外市民とブラバント (ブルゴーニュ) 公権-ヴァン=アウトフェン事件を事例として-」『経済学研究』(九州大学) 78-2・3, 2011年, 126頁; 瀬原義生『ドイツ中世後期の歴史像』文理閣, 2011年, 219頁を参照。
- (66) この租税の未払い分を支払ったのは以下の人々である。括弧内の支払額はすべてトゥール貨である (fol.10v^o-11r^o)。Chappelle saint Père の住民 (2ソリドゥス), Froide Parois 住民 (5ソリドゥス), Feuges 住民 (2ソリドゥス6デナリウス), Montaulain (Montaulin) 住民 (30ソリドゥス), Rumigny (Ruvigny) 住民 (10ソリドゥス), Teniliers (Thennelières) 住民 (7ソリドゥス6デナリウス), Bouranton 住民 (10ソリドゥス), Saint Pierre と Les Molins aux Mons 住民 (7ソリドゥス6デナリウス), Pennay と Bere 住民 (5ソリドゥス), Viez Lammes (Viélines) と Lammes Bourreuses 住民 (20ソリドゥス), Sulligny (Souigny) 住民 (10ソリドゥス), Courtelles 住民 (5ソリドゥス), Thennililles 住民 (5ソリドゥス), Toroilliers (Torvilliers) 住民 (15ソリドゥス), Monguer (Montgueux) 住民 (15ソリドゥス), L'Espine (Lépine) 住民 (5ソリドゥス), Villeloup (Villéloup) 住民 (15ソリドゥス), Montier-la-Celle 住民 (20ソリドゥス), Prarere (Preize) 住民 (20ソリドゥス), Vandœuvre 城主支配領住民 (10ソリドゥス), Arcis 城主支配領住民 (8ソリドゥス), Saint Martin lez Monstieraramey (Montieramey) (10ソリドゥス)。以上の支払額を計算すると29リブラ17ソリドゥス6デナリウスとなる。これらの定住地は、すべてトロワ近郊に位置し、現存しない地名もある。史料に記された地名が異なるスペルで現存する場合は、その地名を括弧内に記している。
- (67) 会計簿には第4部 (quarta) と書かれているが、これは第5部 (quinta) の記載ミスである。
- (68) この項目における4件とは以下のとおりである。「ラ・プランシュ裏手にある都市トロワの囲壁近くに立つ塔の賃貸料として、ジャキノ・ド・ボンヌナンから、トゥール貨で15ソリドゥス」(De Jaquinot de Bonnenan pour le loiage d'une tour assise autour des murs de la dite ville de Troies darrier les Planches, …XV solz tournois) (fol.12r^o)。「ラ・マスキリ裏手の都市トロワの囲壁に立つ塔の賃貸料として、肉屋ジラルル・ゴパンから、トゥール貨で10ソリドゥス」(De Girart Gaupin, boucher, pour le loier d'une tour assise es diz murs derrière la Massequerie…X solz tournois) (fol.12r^o)。「鐘楼門近くの都市トロワの囲壁にあるミストル門と呼ばれていた塔 [12世紀の古い門で、塔に改築された] の下層の賃貸料として、ウド・ル・コルディエから、トゥール貨で15ソリドゥス」(De Oudot le cordier, pour le loier de l'estaige bas d'une tour appllé la porte au Mistre, assise es diz murs près de porte du Beffroy…XV solz tournois) (fol.12r^o)。「ラ・プランシュ・クレマンと呼ばれている塔と門がある囲壁にあった瓦状の板屋根の木造住居の

- 売却について、アダム・ド・ブサントンから、トゥール貨で10リブラ」(De Adam de Bousanton, pour la vendue d'un estage de bois couvert d'aisseille lequell estoit sur la muraille de la tour et porte appellée la Planche Clement...X livres tournois) (fol.12r^v)。
- (69) 塩税については、拙著『フランス中世都市制度と都市住民—シャンパーニュの都市プロヴァンを中心にして—』九州大学出版会、2002年、157-158頁を参照。
- (70) 鉛製のメレル・コインを持たない者は、都市で小麦を挽いてもらうことも、小麦粉を作り、パンを作ることはできない。メレルは購入でき、その収益は都市の収益となる (Bibolet [14] p.321, note 1)。
- (71) 収入額から逆計算するとメレル数は2056と3/4となるので、2016は2056の筆写ミスと考えられる。
- (72) 収入額から逆計算すると7215であるので、7251は7215の筆写ミスと思われる。
- (73) 収入総額を再計算すると2336リブラ8ソリドゥス10デナリウス3ブジョワである。10リブラ10ソリドゥスの誤差は筆写ミスのレベルと言えよう。
- (74) トロワ市域の南に位置するプランシュ・クレマンには市門があり、1388~1389年に市門の木造上層階が石造に作り変えられた(この会計簿における工事)。市門の下はアーチになっていて、ラ・モリーヌ水路がそこを通過して市内へ通じていた。Lenoble et Deborde [66] pp.59-60; B. Collet, *Le Planche-Clément : ancien site fortifié*, Académie troyenne d'études cartophiles, Troyes, 1995.
- (75) “a païé à Perrin Corneguerre par la dite ordonnance lequell avoit viseté l'artillerie estant en la tour de la porte du Beffroy, à quoy il avoit vaqué plusieurs jour” (fol.18v^o)
“Et fait en aucunes arbalestres plusieurs cordes et ainxi pour fil et cire vert pour faite icelles cordes, pour tout ce, par certification rendue à court en l'audicion de ce présent compte IX livres II solz VI deniers tournois” (fol.19r^o)
- (76) トロワのバイイへ支払いが行われた背景は不明である。おそらくバイイが前もって王権(フランス会計官)に一括前納したものと思われる。
- (77) 書記ジョアサンは、鐘楼地区とサン・テスプリ地区において監視と警備を行った者全ての名前を調査し、この件で給与を受け取った (fol.20v^o)。
- (78) 1通の請願書とそれに添付された証明書を、バリのシャトレ裁判所へ届けるための手当である (fol.20v^o)。
- (79) 市当局は、Nicolas de Plancyと国王顧問官Jehan de Vaudeterreに、大きいドラジェ3リブラ分と香辛料(強壯剤)の1種であるマヌス・クリスティ3リブラ分 (III livres de grosse dragée et III livres de manus christi) (fol.20v^o)を贈物として渡した。その代金である。
- (80) 市当局は居酒屋から2スチエ分のぶどう酒を購入し、Nicolas de Plancyと国王顧問官Jehan de Vaudeterreに贈った (fol.21r^o)。
- (81) 市外の水門調査を行ったトロワ市民の宿泊代、騎士Charles de Chasteillonに贈られた1スチエ分のぶどう酒代、バイイ代理たちの宿泊代、がその内訳である (fol.21r^o)。
- (82) “A Thomas Berton,lequell portoit lettres de nostre saint Père le Pape adreçans aux roy d'Angleterre, et fut arrestés pour veair et copier icelles lettres dont li li fu baillé pour le defroier XX solz tournois. Item à Felisot Braici cleric pour copier icelles lettres V solz...” (fol.21v^o)。トマを捕えて、イングランド王宛のローマ教皇の書簡を市当局は入手した。トマに20ソリドゥスを支払い、書記にその書簡を筆写させた、とある。当時の西欧は大シスマ(教会大分裂)の時代であり、ローマ教皇と対立教皇(アヴィニオン教皇)が並立していた。フランス王などが支持するクレメンス7世と神聖ローマ皇帝やイングランド王が支持するウルバヌス6世とが対立し、前者が対立教皇とされる。書

- 簡がどちらの教皇のものであったかは会計簿からは不明であるが、イングランド王宛であることからウルバヌス6世のものである可能性が高い。Favier, *Dictionnaire*, pp.280-281. G.バラクローウ (藤崎衛訳) 『中世教皇史』八坂書房, 2012年, 282-314頁。
- (83) トロワのフランシスコ会修道院とドミニコ会修道院への小麦粉挽代として、市当局から支払われた (fol.21v^o-22r^o)。
- (84) 朝夕, サン・テュルバン教会の鐘撞き代である (fol.21r^o)。
- (85) 収入部第3部にある税の未払い分について、市当局は公金から当該額を支払った (fol.22v^o-23r^o)。
- (86) バリ, シャトレ裁判所のセルジャンである Jehan de Gay の宿泊代である (fol.23r^o)。
- (87) 有力者へ贈られた2つの上質錫容器とボヌ産ぶどう酒2樽の代金である (fol.23r^o)。
- (88) 大弩競技会は、トロワの弩射手数名とほかの地域の人々と共に市当局主催で行われた。なお、この項目にはフランス王, トゥレーヌ公の伝令への手当 (20ソリドゥス) も記されている (fol.23v^o)。
- (89) 年市守護 Philippe Couveret への粉挽税の徴取許可を記した国王文書の筆写代金, 有力者へのトロワ製手袋12組の贈与などである (fol.23v^o-24r^o)。
- (90) この項目には2つだけ水車委員と関係する別の支払いが含まれている。一つは、粉挽人 Jehan le Teure へ, Jaillart 水車近くの家屋の一部屋の賃借料 (1年間) 20ソリドゥスの支払いである。もう一つは Girart le Charpentier への la Tour 水車近くの家屋の一部屋の賃借料 (1年間) 20ソリドゥスの支払いである。この家屋は水車委員の業務のために市当局が借りたものと推測できる (fol.25v^o-26r^o)。
- (91) この項目の原文は次の通り。“Au dit Nicolas de Premierfait clerc et receveur pour le fait de la dite ville comme dit est pour ses gaiges desserois es dis offices de et permi cinquante livres tournois par an pour ce pour la dite année commencens le dit premier jour du mois de septembre du dit an mil CCCIII^{xx} et huit et fenissant le darrenier jour du mois d’aoust mil CCCIII^{xx} et neuf ensuit inclut” (fol.28v^o)
- (92) 「上述の収入役が、都市トロワの利益のために渡し、回収すべき残金と負債。それは幾人もの人たちがトロワに対して様々な理由で支払わねばならないものである」 (Remanances et debtes desquelles le dit receveur baille à recouvrer pour et au profit de la dite ville de Troies et esquelles plusieurs personnes sont tenues à icelle ville pour plusieurs causes) (fol.29v^o)。

【伝来史料リスト】

以下の史料リストは、2005年～2006年にトロワ市文書館（Médiathèque de l'agglomération troyenne）にて行った史料調査の結果である。

Fonds Boutiot

Série A Registre des délibérations du conseil de ville

分類番号	年 代	内 容	フォリオ数	備 考
A1	1429. 9. 22～1433. 9. 25	都市評議会議事録	160	欠落分8葉がマルヌ県文書館で発見。 1890年に戻された
A2	1483. 6. 4～1499. 10. 21	都市評議会議事録		

Série B Comptes des deniers communs et patrimoniaux, dons, octrois, rouages, ouvrages, petit péage. Les dépenses concernent les fortifications, les travaux divers, réparations, voirie.

分類番号	年 代	内 容	フォリオ数	備 考
B1	1358～1359	fragment, Comptes de Jehan de Vitel	24	
B2	1358～1359	fragment, Comptes de Jehan de Vitel	20	
B3	1378	fortification Garnier de Bar	14	
B4	1388～1389	Comptes de Nicolas de Premierfait	52	
B5	1390	Comptes de Nicolas de Premierfait	31	
B6	1390	Comptes de Nicolas de Premierfait	27	
B7	1394	fragment Nicolas de Premierfait	11	
B8	1402～1403	Compte de Jehan de Moustier	39	
B9	1404～1405	Etat de recette, Jehan Moustier	49	
B10	1419～1420	Compte de Pierre d'Arrentier	49	
B11	1430～1431	Compte de François de La Garmoise	65	
B12	1432	Compte de Colin Perricart	64	
B13	1432～1433	Compte de Jean Bareton	70	
B14	1434	Compte de Jehan Bareton	33	
B15	1459	fragment Nicolas de Laubuisel	4	
B16	1450～1451	Compte de Jacques Mauroy	37	
B17	1451	fragment Jacques Mauroy	7	
B18	1451～1452	Compte de Jacques Mauroy	24	B16fol.11までと同内容。 Fol.12から別の内容

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
B19	1451～1452	Compte de Jacques Mauroy	23	fol.5まで B16と同内容。 Fol.6から別の内容
B20	1457	Comptes de Martin Berthier	42	
B21	1465～1466	Compte premier de Jaquet Phelippe	38	
B22	1466～1467	Compte second de Jaquet Phelippe	36	
B23	1468	Compte troizieme de Jaquet Phelippe	38	
B24	1468～1469	Compte quatrieme de Jaquet Phelippe	42	
B25	1469～1470	Compte cinquieme et derrenier de Jaquet Phelippe	37	
B26	1470～1479	Compte premier de Jehan Hennequin	245	9年度分の合冊
B27	1476～1477	fragment Jehan Hennequin	16	
B28	1478	fragment Jehan Hennequin	11	
B29	1482	Compte de Nicolas Mauroy	73	会計簿 4冊の合冊
B30	1480	Etat de depense Thibault Berthier	39	
B31	1480	Autre depense Thibault Berthier	48	
B32	1482	fragment Thibault Berthier	16	
B33	1482～1483	Compte de Nicolas Mauroy	17	
B34	1484	Etat de depense Nicolas Mauroy	17	
B35	1483～1492	Compte de Nicolas Mauroy	139	会計簿 8年度分の合冊
B36	1485～1486	fragment Nicolas Mauroy	18	
B37	1486～1487	fragment Nicolas Mauroy	17	
B38	1488～1489	fragment Nicolas Mauroy	18	
B39	1490～1491	fragment Nicolas Mauroy	8	
B40	1492～1493	fragment Nicolas Mauroy	11	
B41	1492	Compte de depense pour ouvrage Nicolas Mauroy	21	
B42	1493	Etat de depense Nicolas Mauroy	35	
B43	1493	Etat de depense Nicolas Mauroy	20	
B44	1494～1495	fragment Nicolas Mauroy	15	
B45	1495	Etat de depense Nicolas Mauroy	18	
B46	1495	Compte de deniers communs Nicolas Mauroy	15	
B47	1496	Recette avec un fragment Nicolas Mauroy	15	

分類 番号	年 代	内 容	フォリオ数	備 考
B48	1496	Depense commun Nicolas Mauroy	13	
B49	1491～1496	Compte de Nicholas Mauroy	518	25会計記録の合冊。 王令，課税規約のコピーも含む
B50	1497	Compte seizieme de Nicholas Mauroy	45	
B51	1497	Depense commun Nicolas Mauroy	17	
B52	1497	Ouvrage Nicolas Mauroy	42	
B53	1498	Compte de Nicholas Mauroy	20	
B54	1498	Depense commun Nicolas Mauroy	15	
B55	1498	Compte dixseptieme de Nicholas Mauroy	43	
B56	1499	fragment Nicolas Mauroy	17	
B57	1499	Depense Nicolas Mauroy	21	

Série F Aides, impôts, fouages, subsides, levées de deniers, subventions, subsistance des gens de guerre

分類 番号	年 代	内 容	フォリオ数	備 考
F1	1358	molage	6	
F2	1370	Rolle de fouage	21	
F3	1371	fouage, fragment	4	
F4	1373. 12. 11	fouage, fragment	2	
F5	1374	fouage	12	
F6	1379～1380	subsides	5	
F7	1384～1386	molage	51	
F8	1383～1386	molage	110	
F9	1389～1392	molage	97	
F10	1381	subsides	12	
F11	1406	taille	25	Connétable 毎に徴収
F12	1400～1401	molage	30	小型冊子
F13	1406	aides	62	
F14	1406	Compte de Jehan Moustier, impost	19	
F15	?	Compte de Nicolas Cochart, impost	19	
F16	?	Compte de Nicolas Cochart, impost	22	

分類 番号	年 代	内 容	フォリオ数	備 考
F17	1415	Compte de Nicolas Cochart,aide	29	
F18	1415	Compte d'impost	19	
F19	1415	Compte d'octoyes, Compte de Nicolas Cochart	19	
F20	1416	Rolle d'impost, taille	7	
F21	1418	Rolle d'impost, fouage	119	
F22	1419	Rolle d'impost, fouage	102	
F23	1420	Rolle d'impost	96	
F23bis	1421	Livre d'impost pour le paiement de 21 lances	26	
F24	1421	Compte de Nicolas Cochart, impost	6	
F25	1422	fouage	13	
F26	1422	impost	32	
F27	1423	Livre d'impost	98	
F28	1423	impost	24	
F29	1423	Rolle d'impost : quartier St-Jacques	26	
F30	1423	Rolle d'imposition	69	
F31	1423	Compte de Jaquinnot, aides, Etat de depense	13	
F32	1423	fouage ou aide, Etat de depense	12	
F33	1424	aide	100	
F34	1424	aide, Rolle de departement de denier	14	
F35	1424	aide, Rolle de departement de denier	34	
F36	1424	Rolle de departement de denier	14	
F37	1425	taille?	19	
F38	1427		97	損傷激しく判読不能
F39	1427 ?	Compte des aides	24	
F40	1428	Compte	56	
F41	1427	Rolle de taille	17	
F42	1428	Rolle de departement de denier	99	
F43	1428	Compte de Oudinot de Dijon, impost	14	
F44	1428	Rolle d'impost, fouage	30	

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F45	1431	Compte de Jehan le Becel, recette et depense	15	
F46	1429	fouage	22	
F47	1434	fouage	24	F8と同じ形式
F48	1435	Livre de la taille	68	
F49	1435	fragment	8	
F50	1435	Compte de Nicolas Chaumont, recette et depense	22	
F51	1436	fouage	6	F8と同じ形式
F51bis	1437. 8. 26	Rolle d'impost	14	
F52	1437	Rolle d'impost	各自12	F8と同じ形式。4帳簿合冊
F53	1437	fouage	5	
F54	1437	Rolle d'impost	6	
F55	1437	Rolle d'impost	56	
F56	1437	Compte particulier. Compte de Jehan Hennequin	72	Etat de depense
F57	1438	Rolle d'impost	8, 12, 12	3帳簿合冊
F58	1439	fouage	62	
F59	1440	fouage	74	
F60	1440	fouage	25	
F61	1440	fouage	72	
F62	1441	fouage	78	
F63	1441	Compte, fragment	5	
F64	1442	Compte de Jehannot Huet, recette et depense	86	avec Compte de fouage
F65	1443	Compte de Jehannot Huet, recette et depense	92	avec Compte de fouage 原簿書類も多く含む
F66	1443	Compte huitieme de Jehannot Huet	79	
F67	1443	Rolle de departement de denier, quartier du Beffrois	60	
F68	1444	Imposition	62	
F69	1444	Rolle d'impost	65	
F70	?	Livre d'impost	17	
F71	?	Compte de Jehan de Sens	11	

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F72	?	Compte de Jeh. Roiffart, recette et de- pense	15	
F73	1445	Rolle de contribution	61	
F74	1445	Rolle de tailles	61	
F75	1445	Compte XIIIe de Jehannot Huet et livre d'impôt	71	
F76	1446	Livre d'impôt, quartier du Beffrois	63	
F77	?	Livre d'impôt, quartier du Beffrois	66	
F78	1445	Rolle d'impôt	69	
F79	1446	Rolle d'impôt	60	
F80	1446	Livre d'impôt, quartier du Beffrois	62	
F81	?	Rolle de repartition	56	
F82	1447	Rolle d'impôt	50	
F83	?	Compte de Jehannot Huet, recette et depense	14	
F84	1447	Rolle d'impôt	60	
F85	1447	Rolle de contribution	58	
F86	1447	Compte VIIIe de Jehannot Huet, recette et depense	11	
F87	1448	Livre d'impôt	64	
F88	1448	Livre d'impôt	67	
F89	1448	Rolle de repartition	58	
F90	1448	Rolle de departement de denier	60	
F91	1450	Compte de Nicolas de Chaumont, recette et depense	10	損傷激しく判読困難
F92	1450	Compte de Nicolas de Chaumont	11	
F93	1451	tarif de impost	7	
F94	1451	Rolle d'impôt	62	
F95	1451	Rolle de repartition	61	
F96	1451	Rolle d'impôt	63	
F97	1452	Rolle d'imposition	63	
F98	1452	Rolle de departement de denier	62	
F99	1452	Rolle d'imposition	58	
F100	1453	Rolle de departement de denier	63	

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F101	1453.6.18	Rolle d'imposition	52	
F102	?		52	表紙破損
F103	?		56	湿気のため判読不能
F104	?	Livre d'impost	62	
F105	1454	Rolle de departement de denier	62	
F106	1452	Rolle de departement de denier	60	
F107	1453	Imposition	59	
F108	1453	Rolle d'impost	54	
F109	1456	Rolle d'impost	60	
F110	1456	Compte, recette et depense	11	
F111	1456	Rolle de repartition	60	
F112	1457	Rolle de repartition	57	
F113	1457	Rolle de departement de denier	59	判読不能
F114	1457	Rolle d'impost	60	
F115	1458	Compte de taille, Compte de Jehan Corffart	11	recette et depense
F116	1459	Rolle de repartition	57	
F117	1459	Rolle de departement de denier	61	文書の下半分, 虫喰いのため判読不能
F118	1459	Rolle d'imposition, Compte de Jehan le boeuf de banlieu	21	recette et depense
F119	1460	aide	56	
F120	1460	Rolle de repartition	59	
F121	1461	Rolle d'imposition	56	
F122	1463	Rolle de repartition	56	
F123	1463	Compte d'imposition, Compte de Jehan le boeuf de banlieu	11	
F124	1464	Rolle de departement de denier	48	
F125	1464	Rolle de departement de denier	59	
F126	1465	Rolle de repartition	16	
F127	1465	Imposition	15	
F128	1465	Compte de Jehan Treloy, recette et depense	13	
F129	1465	Rolle d'impost	48	

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F130	1465	Rolle d'impost	61	
F131	1466	Rolle d'imposition	42	
F132	1467	Rolle d'impost	60	
F133	1468	Rolle de taille	50	
F134	1468	Rolle d'impost	48	
F135	1468	Compte de Collecte, Compte de Jacques Phelippe	23	marchand de couroyons de Troyes, recette et depense
F136	1470	Rolle d'impost	61	
F137	1470	Rolle d'impost, Compte de Jehan de Chaumont	15	recette et depense
F138	1471	Rolle d'impost, Compte de Jehan de Chaumont	48	
F139	1471	Compte de la taille, Compte de Jehan de Chaumont	29	recette et depense
F140	1471	Compte de la taille, Compte de Jehan de Chaumont	28	recette et depense
F141	1471	Rolle de departement de denier	48	
F142	1472	Rolle de departement de denier, livre d'impost	84	
F143	1472	Rolle d'imposition	71	
F144	1472	Compte de la taille, Compte de Jehan de Chaumont	17	recette et depense
F145	1472	Compte de la taille, Compte de Jehan de Chicherx	27	recette et depense
F146	1473	Rolle d'impost	68	
F147	1473	Rolle d'imposition	58	
F148	1474	Rolle d'imposition	66	
F149	?	Rolle d'imposition	21	
F150	1474	Compte de Jehan de Chichere, recette et depense	25	右端破損
F151	?	Compte de l'impost	28	
F152	1474	Compte de collecte, Compte de Jehan de Chichere	27	recette et depense
F153	1475	Rolle de repartition	21	

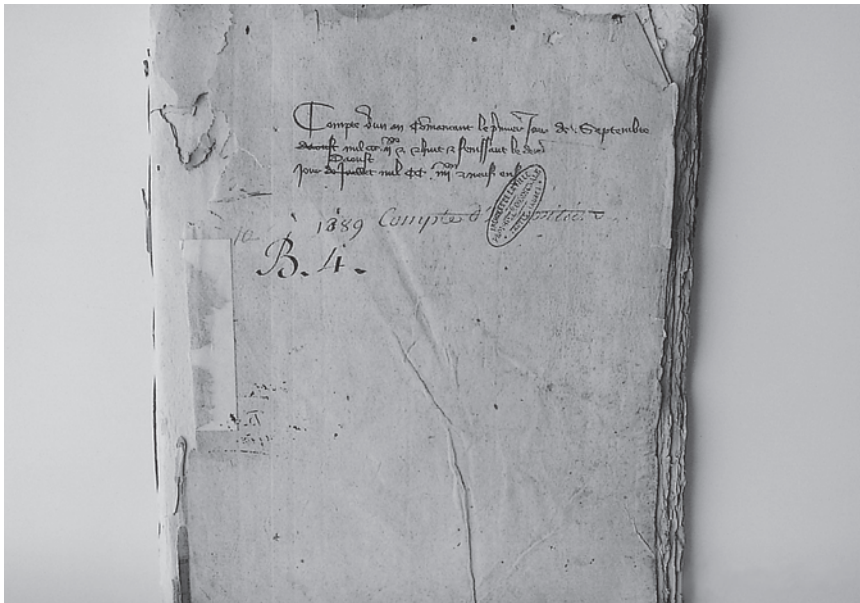
分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F154	1475	Compte de taille, Compte de Jehan de Chaumont	29	recette et depense
F155	1475	Compte de collecte, Compte de Guillaume Phirroy	19	recette et depense
F156	?	Rolle de departement de denier	23	
F157	1475	Extrait de emollument, molage	15	
F158	?	Compte d'imposition	48	
F159	1476	Rolle de departement de denier	62	
F160	1477	Rolle d'impost, Compte de Jehan de Chichere	45	
F161	1477	Rolle d'impost	17	
F162	?	Caihir d'impost, quartier St-Jacques	19	
F163	?	Caihir d'impost, quartier Comporte	25	
F164	1477	Rolle d'impost	17	
F165	1477	Imposition, quartier Comporte	32	
F166	1477	Rolle de repartition	69	
F167	1477	Rolle d'impost	93	
F168	1477	Rolle de departement de denier	99	2記録の合冊
F169	1478	Rolle de repartition	61	
F170	1478	Rolle de departement de denier	17	
F171	1478	Rolle de departement de denier	22	
F172	1478	Rolle de repartition, quartier Comporte	28	
F173	1478	Rolle de departement de denier, quartier St-Jacques	19	
F174	1479	Imposition, quartier Beffroy	21	
F175	1479	Rolle de subsistance, Impost	63	
F176	1479	Rolle de taille	68	
F177	1479	Livre d'impost, quartier Comporte	33	
F178	1479	Compte de Thibault Berihert, recette et depense	50	
F179	1479	Imposition, Compte de Nicolas Journee	51	recette et depense
F180	1480	Rolle de tout de depense	23	
F181	1480	Rolle de tout de depense	25	
F182	1480	Rolle d'impost	19	

分類 番号	年 代	内 容	フオリオ数	備 考
F183	1480	Rolle d'impost	28	
F184	1480	Compte de la taille et impost	54	
F185	1481	Impost,fragment	4	
F186	1481	Rolle d'impost	56	
F187	1481	Rolle de contribution,quartier Beffroy	25	
F188	1481	Rolle de contribution, quartier Comporte	32	
F189	1481	Rolle de contribution, quartier Saint-Esprit	25	
F190	1481	Rolle de contribution, quartier Saint-Jacques	23	
F191	1484	Impost	39	
F192	1483	Rolle d'imposition, quartier Beffroy	27	
F193	1483	Rolle de departement de denier, quartier St-Jacques	28	
F194	1483	Rolle d'imposition, quartier Comporte	28	
F195	1483	Rolle d'impost, quartier Saint-Esprit	22	
F196	1483	Rolle de contribution, quartier Saint-Jacques	25	
F197	1483	Rolle d'impost, quartier Beffroy	21	
F198	1484	Livre d'impost	47	
F199	1484	Rolle d'impost, quartier Saint-Jacques	23	
F200	1483	quartier Beffroy	20	損傷激しい
F201	1484	Rolle de contribution, quartier Comporte	58	
F202	1485	Impost	22	
F203	1485	Rolle de departement de denier	23	
F204	1489	Impost du quartier de Beffroy	11	
F205	1496	Compte de Nicolas Marroy, recette et depense	28	
F206	1496	Quartier de Croncels, tout de depense	125	1葉を3区分し、詳細な支出費目を記述してカット
F207	1496	Quartier Saint-Jacques, Etat de recette	81	上記と同じ形式
F208	1496	Etat de recette	116	上記と同じ形式
F209	1497	Compte de Nicolas Marroy	38	
F210	1499	Compte de Nicolas Marroy, recette et depense	14	

Série G Comptes des deniers levés par les habitants de Troyes sur la vente du sel

分類 番号	年 代	内 容	フォリオ数
G1	1459	Compte du grenier a sel pour la ville	145
G2	1462	Compte du grenier a sel pour la ville	113
G3	1465~1466	Compte du grenier a sel pour la ville	20
G4	1464~1467	Compte du grenier a sel pour la ville	19
G5	1472~1473	Compte du grenier a sel pour la ville	17
G6	1488	Etat de depense	95
G7	1492	Compte du grenier a sel pour la ville	30
G8	1496	Compte de produit du sel	40
G9	1499	Compte de produit du sel	30

【写真1】1388~1389年トロワ公金会計簿表紙 (MAT, fonds Boutiot, B4)



【写真2】1388~1389年トロワ公会計簿冒頭部 (MAT, fonds Boutiot, B4, fol.4r°)

